

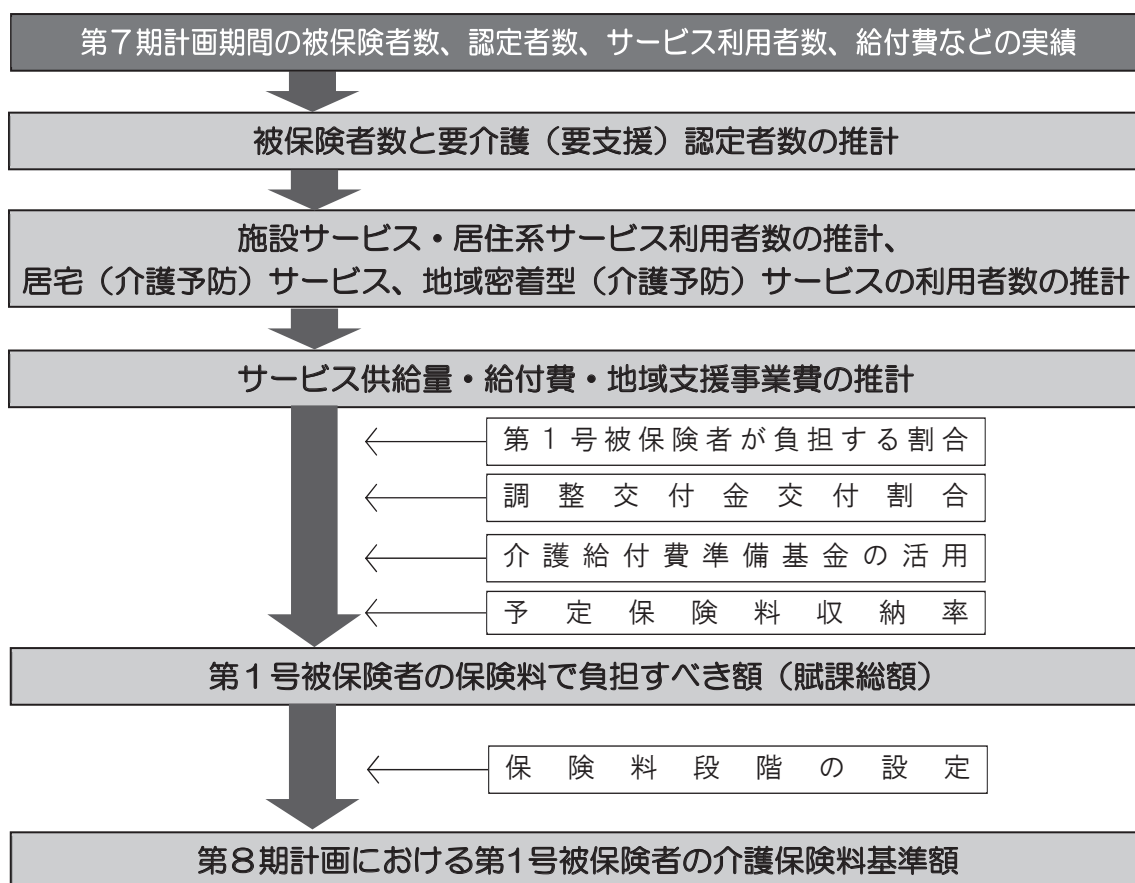
第5章 介護保険料の算定

1 保険料推計の手順

第8期計画期間（令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)）における第1号被保険者の介護保険料については、国の地域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能を活用し、以下の手順に沿って算出します。

その手順は、概ね、第7期計画期間（平成30年度(2018年度)～令和2年度(2020年度)）における被保険者数、認定者数、サービス利用者数、給付費などの実績に基づき、第8期計画期間に供給が見込まれるサービス供給量・給付費の推計を行い、次に、保険料の算定に当たっての諸係数などを勘案しながら、第1号被保険者の介護保険料基準額を設定する流れとなっています。

保険料推計の手順



2 サービス利用者数及び給付費の見込み

(1) サービス利用者数の推計

ア 居宅・施設・地域密着型サービス利用者数の推計

介護給付及び予防給付の利用者数の実績値と今後の見込みは、次表のとおりです。

〔介護給付〕

	第7期計画			第8期計画			(単位:人/月)			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	(2025年度)	(2030年度)	(2035年度)	(2040年度)
(1) 居宅サービス										
訪問介護	2,124	2,203	2,256	2,436	2,554	2,620	2,721	3,057	3,296	3,362
訪問入浴介護	78	83	101	106	112	117	114	133	145	152
訪問看護	1,431	1,593	1,634	1,727	1,850	1,940	2,015	2,268	2,450	2,508
訪問リハビリテーション	182	201	221	251	262	273	276	313	337	343
居宅療養管理指導	1,792	1,996	2,144	2,238	2,349	2,447	2,459	2,809	3,027	3,103
通所介護	2,047	2,155	1,954	2,247	2,347	2,441	2,479	2,801	2,993	3,024
通所リハビリテーション	722	754	589	798	837	871	881	1,000	1,071	1,086
短期入所生活介護	511	522	413	567	595	622	622	714	773	796
短期入所療養介護(老健)	69	82	42	86	92	96	95	110	119	123
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	3,013	3,213	3,393	3,558	3,727	3,881	3,918	4,457	4,786	4,875
特定福祉用具販売	59	59	65	78	81	85	85	97	104	107
住宅改修費	63	59	56	85	88	92	93	106	114	116
特定施設入居者生活介護	731	770	786	905	956	1,066	1,114	1,287	1,287	1,287
居宅介護支援	4,919	5,092	5,168	5,380	5,628	5,854	5,935	6,720	7,187	7,279
(2) 地域密着型サービス										
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	52	64	91	92	94	117	140	186	232	255
夜間対応型訪問介護	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	859	800	685	794	781	755	732	762	753	698
認知症対応型通所介護	114	117	106	140	147	150	154	175	192	197
小規模多機能型居宅介護	119	120	115	130	136	141	145	164	179	185
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	7	38	76	114	114
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	246	219	215	229	232	239	264	296	312	312
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

第5章 介護保険料の算定

	第7期計画			第8期計画			(単位:人/月)			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	(2025年度)	(2030年度)	(2035年度)	(2040年度)
(3)施設サービス										
介護老人福祉施設	926	945	972	967	967	992	1,064	1,164	1,264	1,264
介護老人保健施設	481	478	470	488	488	488	584	659	710	728
介護医療院	2	11	12	14	16	24	26	29	32	32
介護療養型医療施設	19	12	8	4	2	0	0	0	0	0

〔予防給付〕

	第7期計画			第8期計画			(単位:人/月)			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	(2025年度)	(2030年度)	(2035年度)	(2040年度)
(1)介護予防サービス										
介護予防訪問入浴介護	1	1	1	2	2	2	2	2	3	2
介護予防訪問看護	282	317	354	370	393	415	435	478	497	488
介護予防訪問リハビリテーション	46	43	38	48	50	51	54	59	61	60
介護予防居宅療養管理指導	135	139	157	170	175	180	189	206	213	209
介護予防通所リハビリテーション	163	200	171	209	215	222	232	253	261	257
介護予防短期入所生活介護	10	8	5	11	11	11	12	13	13	13
介護予防短期入所療養介護(老健)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	802	879	996	1,023	1,057	1,091	1,137	1,244	1,287	1,265
特定介護予防福祉用具販売	22	24	22	33	33	35	36	39	41	39
介護予防住宅改修	39	42	37	44	45	46	48	53	54	54
特定施設入居者生活介護	98	76	70	88	93	104	108	125	125	125
介護予防支援	1,152	1,271	1,392	1,436	1,485	1,534	1,597	1,747	1,807	1,775
(2)地域密着型介護予防サービス										
介護予防認知症対応型通所介護	0	1	3	2	2	2	2	2	2	2
介護予防小規模多機能型居宅介護	9	9	10	14	14	14	15	17	17	17
介護予防認知症対応型 共同生活介護(グループホーム)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) サービス給付費の推計

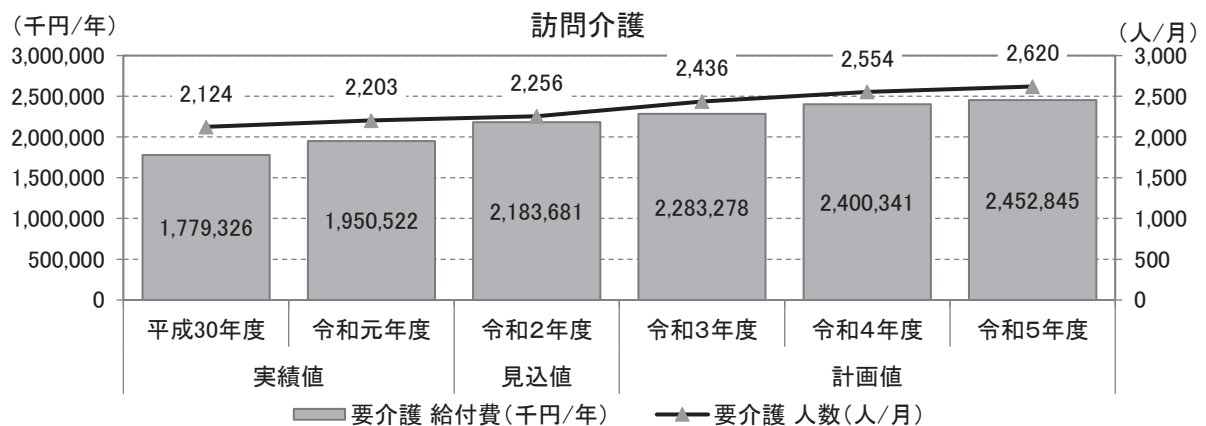
介護給付及び予防給付の利用者数の実績値と今後の見込みは、次表のとおりです。

ア 居宅（介護予防）サービス

(ア) 訪問介護

ホームヘルパーや介護福祉士が、在宅の要介護者の居宅を訪問して行う介護サービスで、身体介護（食事や排せつ、入浴、体位変換、移動・移乗介助など、利用者の身体に直接触れて行う介助）と、生活援助（掃除、洗濯、調理、買い物などの日常生活の援助）の2種類があります。

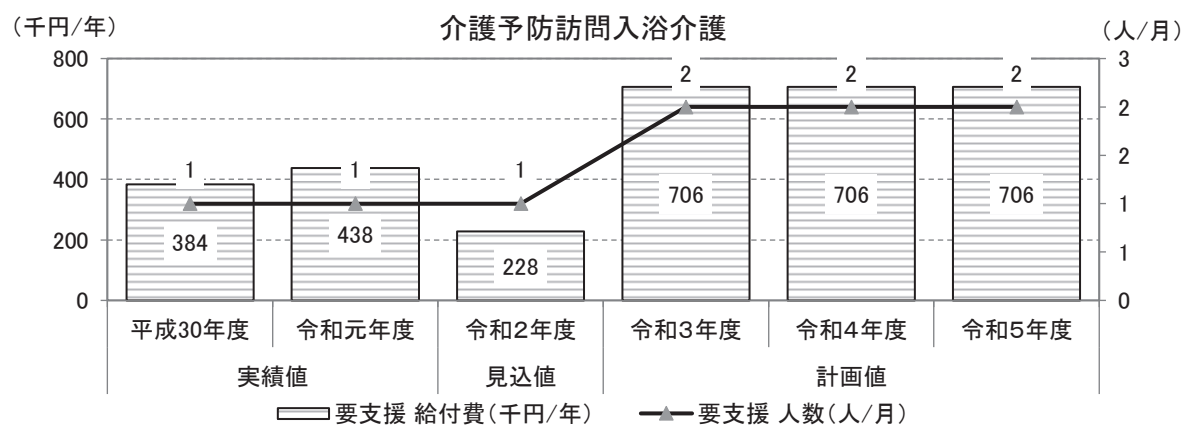
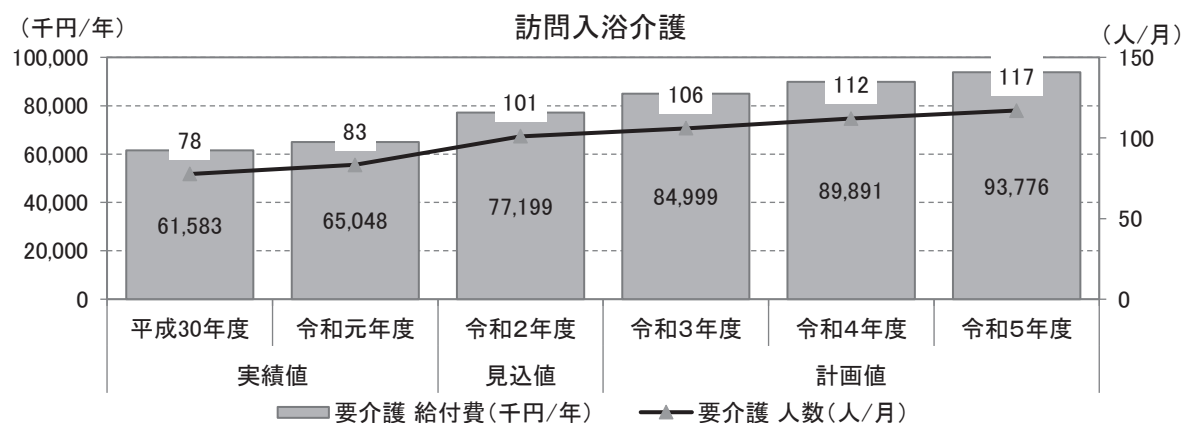
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護	給付費（千円/年）	1,779,326	1,950,522	2,183,681	2,283,278	2,400,341	2,452,845
	回数（回/月）	50,527	55,901	61,916	64,568	67,877	69,372
	人数（人/月）	2,124	2,203	2,256	2,436	2,554	2,620
	人数 平成30年度比	1.00	1.04	1.06	1.15	1.20	1.23
	人数 前年度比	—	1.04	1.02	1.08	1.05	1.03



(イ) 訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

利用者の居宅を入浴車で訪問し、専用浴槽を提供し、洗髪、洗身などの入浴の介護を行うサービスです。

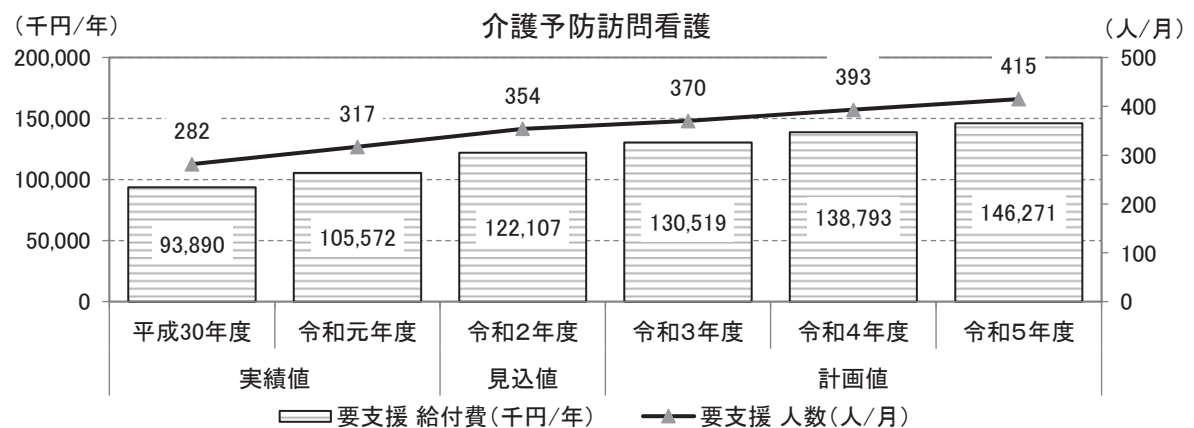
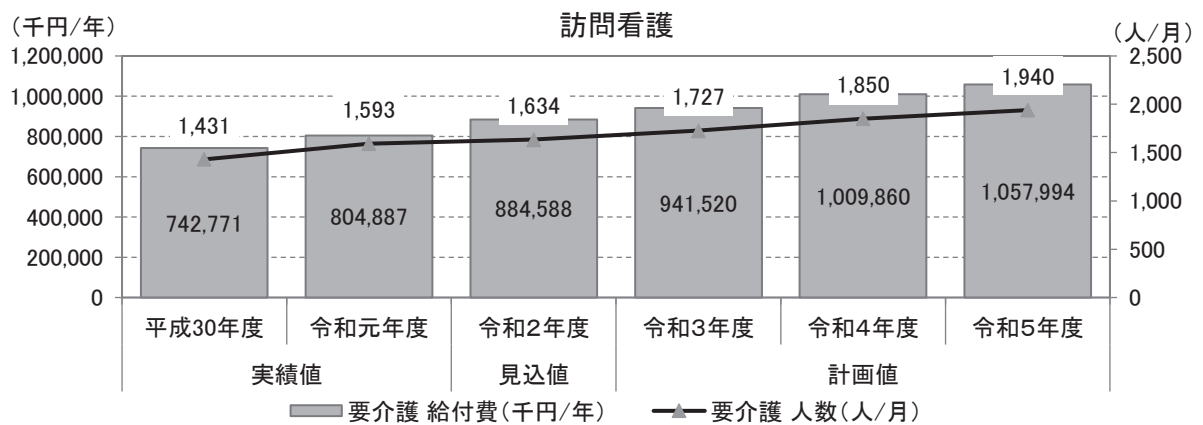
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護	給付費（千円/年）	61,583	65,048	77,199	84,999	89,891	93,776
	回数（回/月）	402	432	504	552	583	608
	人数（人/月）	78	83	101	106	112	117
	人数 平成30年度比	1.00	1.06	1.30	1.37	1.44	1.51
	人数 前年度比	—	1.06	1.21	1.05	1.06	1.04
要支援	給付費（千円/年）	384	438	228	706	706	706
	回数（回/月）	4	6	3	9	9	9
	人数（人/月）	1	1	1	2	2	2
	人数 平成30年度比	1.00	1.00	1.00	2.00	2.00	2.00
	人数 前年度比	—	1.00	1.00	2.00	1.00	1.00



(ウ) 訪問看護／介護予防訪問看護

訪問看護ステーション・病院などの看護師・保健師・理学療法士等が、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、医師の指示に基づき、療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。

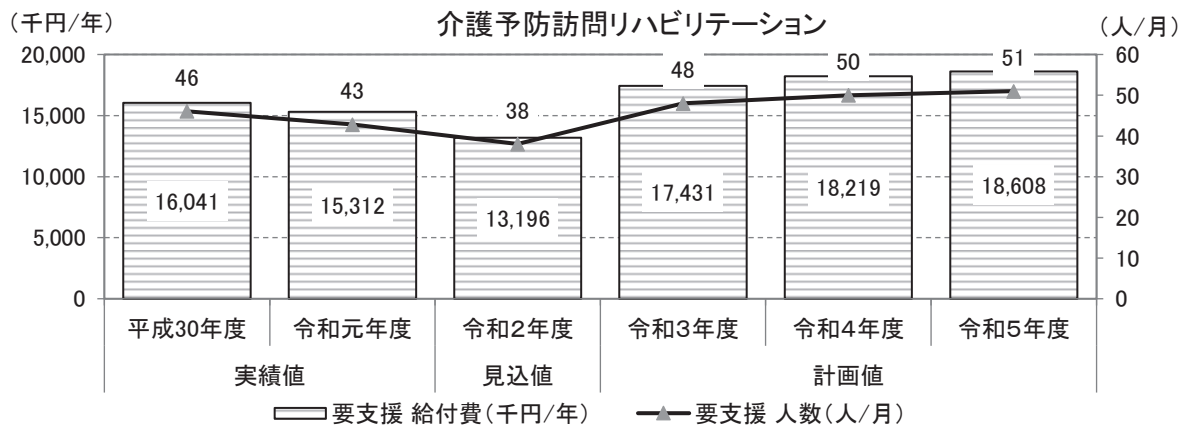
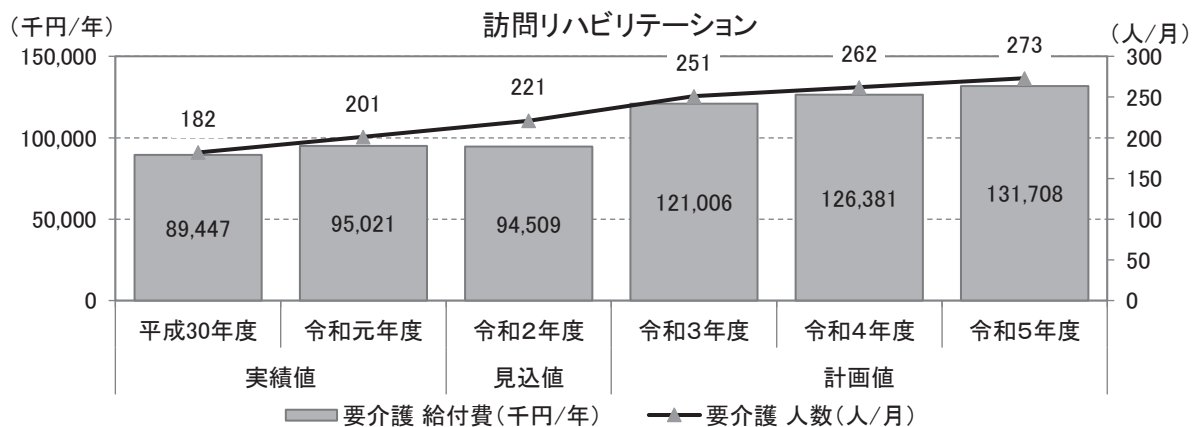
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護	給付費(千円/年)	742,771	804,887	884,588	941,520	1,009,860	1,057,994
	回数(回/月)	13,194	14,542	15,725	16,619	17,819	18,677
	人数(人/月)	1,431	1,593	1,634	1,727	1,850	1,940
	人数 平成30年度比	1.00	1.11	1.14	1.21	1.29	1.36
	人数 前年度比	—	1.11	1.03	1.06	1.07	1.05
要支援	給付費(千円/年)	93,890	105,572	122,107	130,519	138,793	146,271
	回数(回/月)	2,008	2,294	2,564	2,724	2,895	3,051
	人数(人/月)	282	317	354	370	393	415
	人数 平成30年度比	1.00	1.12	1.26	1.31	1.39	1.47
	人数 前年度比	—	1.12	1.12	1.05	1.06	1.06



(エ) 訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

診療所や病院に勤務する理学療法士・作業療法士等が、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、医師の指示に基づき、生活機能の維持・向上に必要なリハビリテーションを行うサービスです。

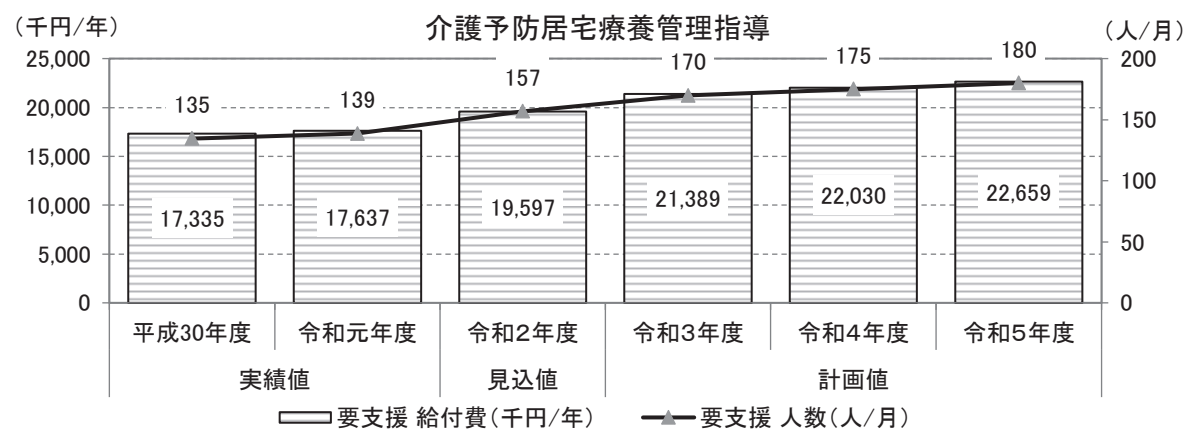
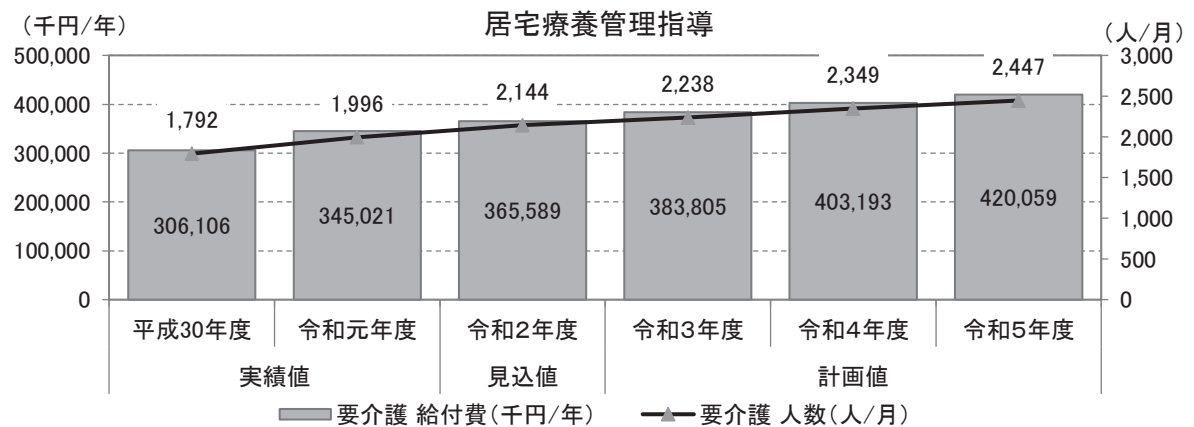
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護	給付費（千円/年）	89,447	95,021	94,509	121,006	126,381	131,708
	回数（回/月）	2,478	2,660	2,619	3,333	3,479	3,626
	人数（人/月）	182	201	221	251	262	273
	人数 平成30年度比	1.00	1.10	1.21	1.38	1.44	1.50
	人数 前年度比	—	1.10	1.10	1.14	1.04	1.04
要支援	給付費（千円/年）	16,041	15,312	13,196	17,431	18,219	18,608
	回数（回/月）	457	424	364	478	499	510
	人数（人/月）	46	43	38	48	50	51
	人数 平成30年度比	1.00	0.93	0.82	1.04	1.09	1.11
	人数 前年度比	—	0.93	0.89	1.26	1.04	1.02



(オ) 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師等が、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、心身の状況等を把握し、療養上の管理・指導・助言等を行うサービスです。介護保険のサービスが提供される場合、医療保険のサービスは、同一の病気・けがには提供されません。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護	給付費（千円/年）	306,106	345,021	365,589	383,805	403,193	420,059
	人数（人/月）	1,792	1,996	2,144	2,238	2,349	2,447
	人数 平成30年度比	1.00	1.11	1.20	1.25	1.31	1.37
	人数 前年度比	—	1.11	1.07	1.04	1.05	1.04
要支援	給付費（千円/年）	17,335	17,637	19,597	21,389	22,030	22,659
	人数（人/月）	135	139	157	170	175	180
	人数 平成30年度比	1.00	1.03	1.17	1.26	1.30	1.34
	人数 前年度比	—	1.03	1.13	1.08	1.03	1.03

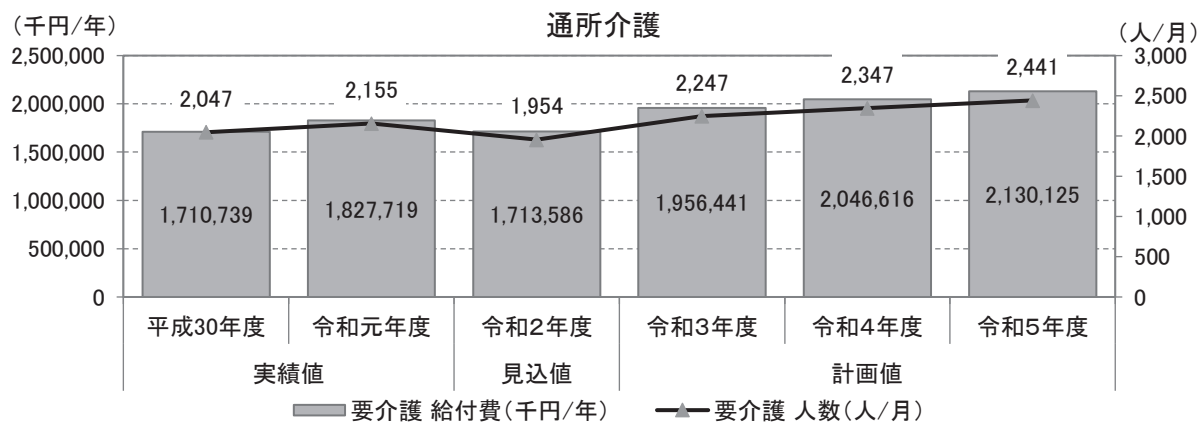


(カ) 通所介護

在宅の利用者をデイサービスセンターに送迎し、食事・入浴等の介護、機能訓練等を行うサービスです。

今後、増加が見込まれる認知症の人や重度の要介護者を積極的に受け入れるとともに、心身機能向上から生活行為向上訓練までを総合的に行うことにより、自立した在宅生活を継続させるサービスとして期待されています。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護	給付費(千円/年)	1,710,739	1,827,719	1,713,586	1,956,441	2,046,616	2,130,125
	回数(回/月)	18,164	19,345	17,802	20,119	21,014	21,859
	人数(人/月)	2,047	2,155	1,954	2,247	2,347	2,441
	人数 平成30年度比	1.00	1.05	0.95	1.10	1.15	1.19
	人数 前年度比	—	1.05	0.91	1.15	1.04	1.04

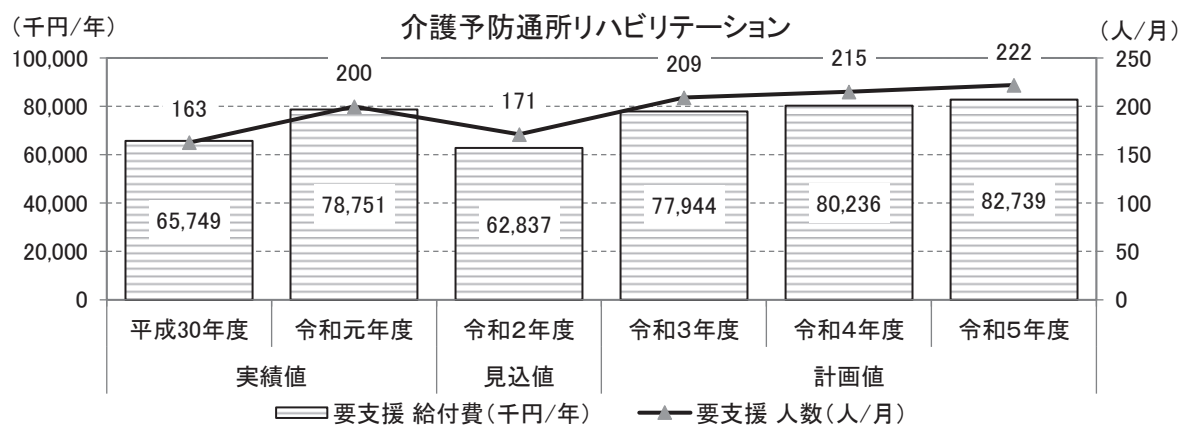
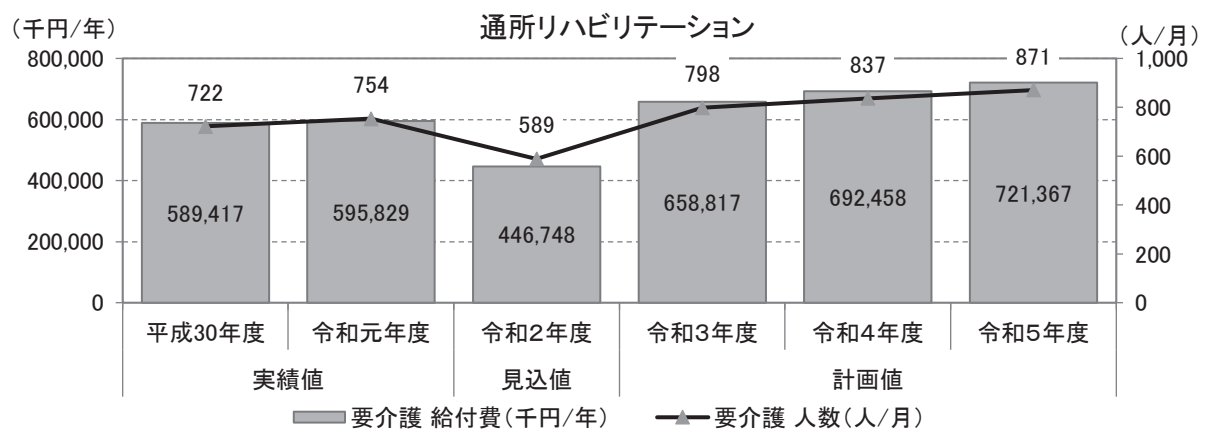


(キ) 通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

在宅の利用者を老人保健施設、病院等に送迎し、生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションや食事・入浴の介護、栄養改善の指導などを行うサービスです。

リハビリテーションの利用者が、医療保険から介護保険へ移行しても、サービスを切れ目なく受けることができるよう、さらなる医療と介護の連携を推進する必要があります。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護	給付費（千円/年）	589,417	595,829	446,748	658,817	692,458	721,367
	回数（回/月）	5,649	5,758	4,211	6,098	6,395	6,656
	人数（人/月）	722	754	589	798	837	871
	人数 平成30年度比	1.00	1.04	0.82	1.11	1.16	1.21
	人数 前年度比	—	1.04	0.78	1.35	1.05	1.04
要支援	給付費（千円/年）	65,749	78,751	62,837	77,944	80,236	82,739
	人数（人/月）	163	200	171	209	215	222
	人数 平成30年度比	1.00	1.23	1.05	1.28	1.32	1.36
	人数 前年度比	—	1.23	0.86	1.22	1.03	1.03



(ク) 短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

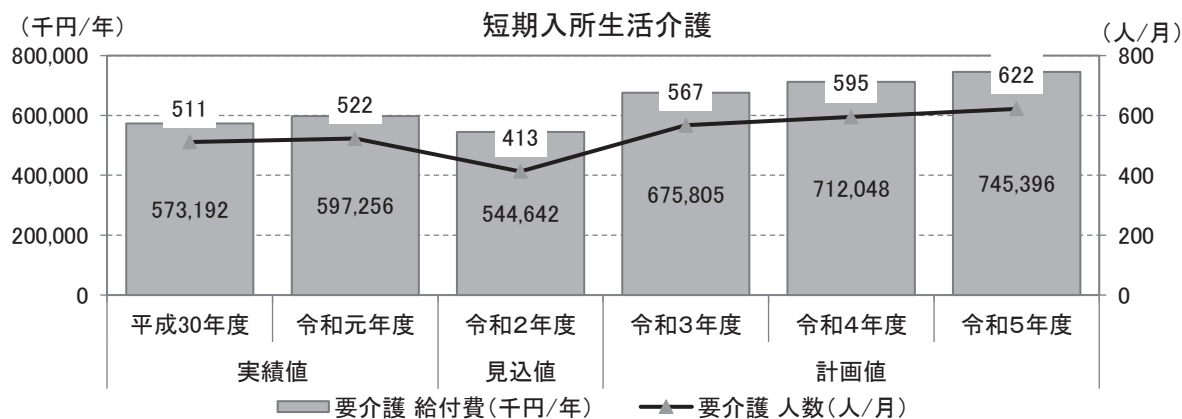
在宅の利用者が、施設（特別養護老人ホームなど）に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。利用者の心身機能の維持のみならず、家族の身体的・精神的負担を軽減する上で重要なサービスとなっています。

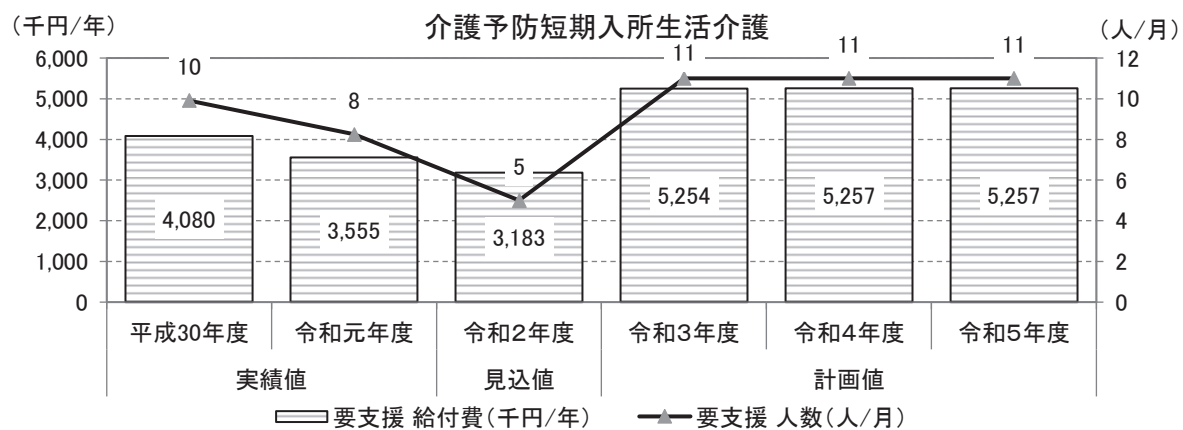
また、特別養護老人ホームの待機者を一時的に受け入れる役割や緊急時の円滑な受け入れを行う役割を果たしています。

	施設名	定員（人）
1	宝塚栄光園	15
2	宝塚シニアコミュニティ	10
3	花屋敷栄光園	12
4	宝塚あいわ苑	10
5	星花苑	20
6	夢御殿山	10
7	宝塚まどか園	18
8	宝塚ちどり	20
9	ショートケア中山ちどり	20
10	宝塚すみれ栄光園	20
11	宝塚清光苑	20
	合計	175

（令和2年11月現在）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護	給付費（千円/年）	573,192	597,256	544,642	675,805	712,048	745,396
	日数（日/月）	5,128	5,318	4,731	5,835	6,141	6,429
	人数（人/月）	511	522	413	567	595	622
	人数 平成30年度比	1.00	1.02	0.81	1.11	1.16	1.22
	人数 前年度比	—	1.02	0.79	1.37	1.05	1.05
要支援	給付費（千円/年）	4,080	3,555	3,183	5,254	5,257	5,257
	日数（日/月）	51	50	42	66	66	66
	人数（人/月）	10	8	5	11	11	11
	人数 平成30年度比	1.00	0.80	0.50	1.10	1.10	1.10
	人数 前年度比	—	0.80	0.61	2.20	1.00	1.00

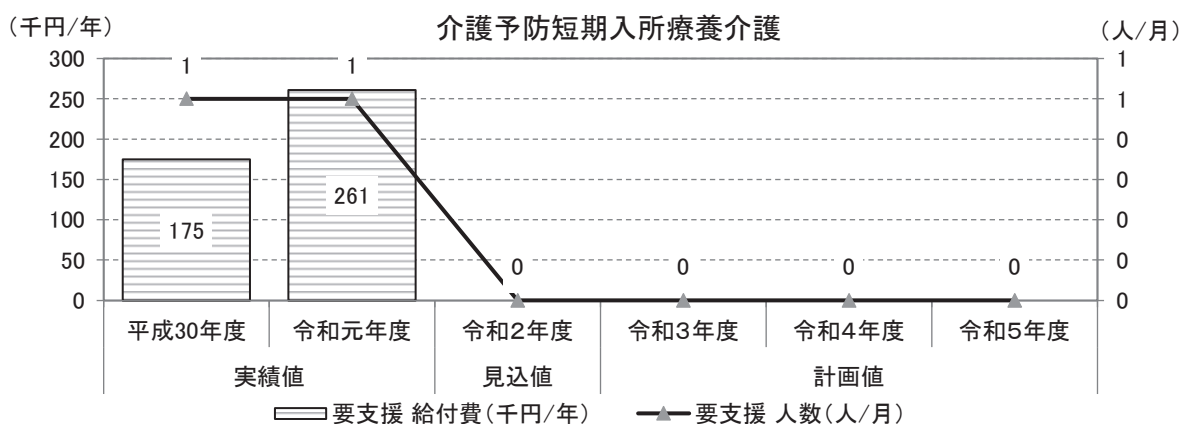
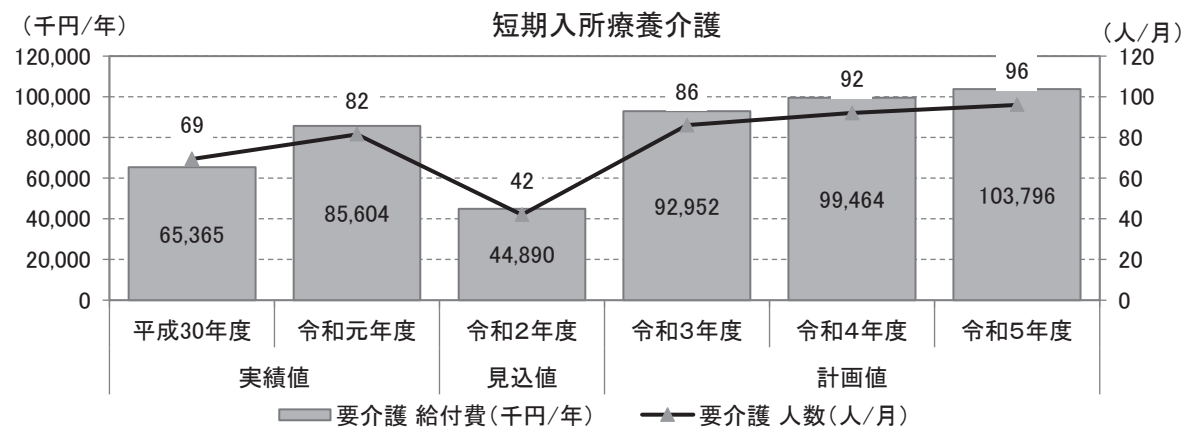




(ケ) 短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護

病状が安定期にある利用者が、施設（介護老人保健施設など）に短期間入所し、疾病に対する医学的管理やリハビリテーションなどの医療と日常生活上の世話を受けるサービスです。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護	給付費（千円/年）	65,365	85,604	44,890	92,952	99,464	103,796
	日数（日/月）	449	569	292	604	646	674
	人数（人/月）	69	82	42	86	92	96
	人数 平成30年度比	1.00	1.19	0.61	1.25	1.33	1.39
	人数 前年度比	—	1.19	0.52	2.05	1.07	1.04
要支援	給付費（千円/年）	175	261	0	0	0	0
	日数（日/月）	2	3	0	0	0	0
	人数（人/月）	1	1	0	0	0	0
	人数 平成30年度比	1.00	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	人数 前年度比	—	1.00	0.00	—	—	—

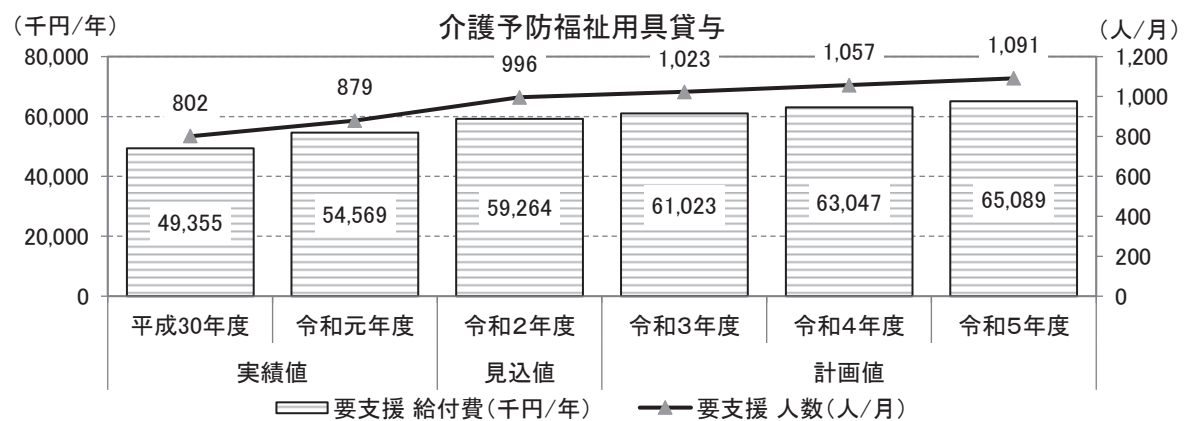
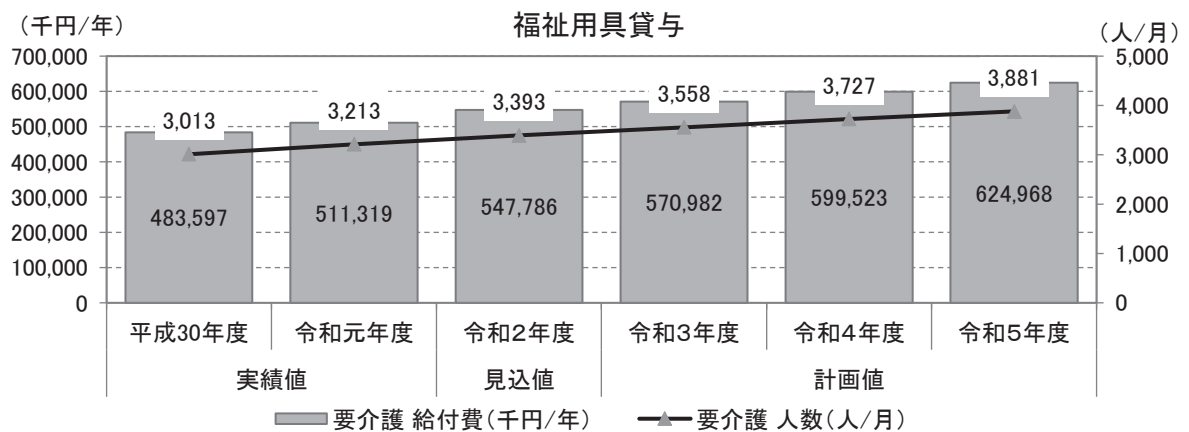


(コ) 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

利用者の心身の状況や希望・環境を考慮し、日常生活上の便宜を図るための用具や、機能訓練のための用具・補装具を貸与（レンタル）するサービスです。

福祉用具には、車いす、特殊ベッド、床ずれ防止用具（空気マットなど）、体位変換器、スロープ、歩行器などがあります。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護	給付費（千円/年）	483,597	511,319	547,786	570,982	599,523	624,968
	人数（人/月）	3,013	3,213	3,393	3,558	3,727	3,881
	人数 平成30年度比	1.00	1.07	1.13	1.18	1.24	1.29
	人数 前年度比	—	1.07	1.06	1.05	1.05	1.04
要支援	給付費（千円/年）	49,355	54,569	59,264	61,023	63,047	65,089
	人数（人/月）	802	879	996	1,023	1,057	1,091
	人数 平成30年度比	1.00	1.10	1.24	1.28	1.32	1.36
	人数 前年度比	—	1.10	1.13	1.03	1.03	1.03



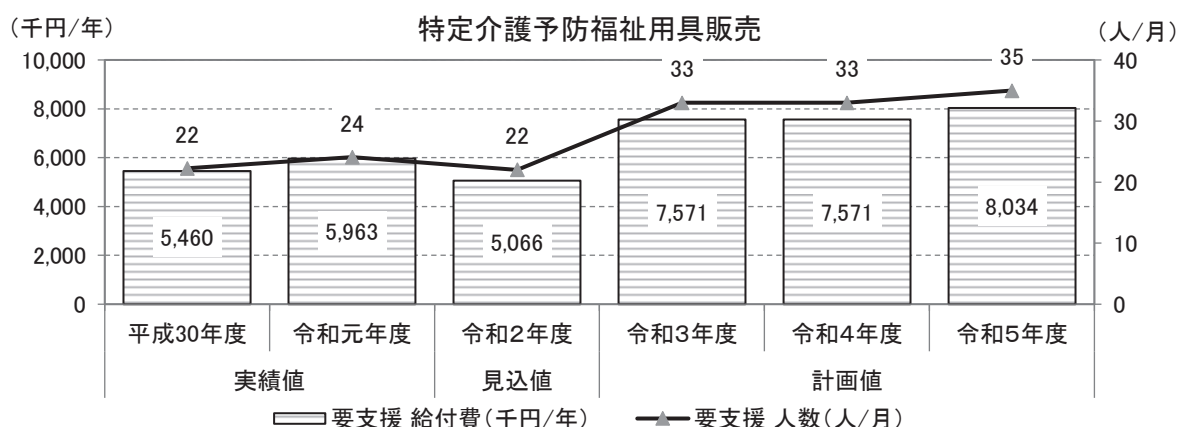
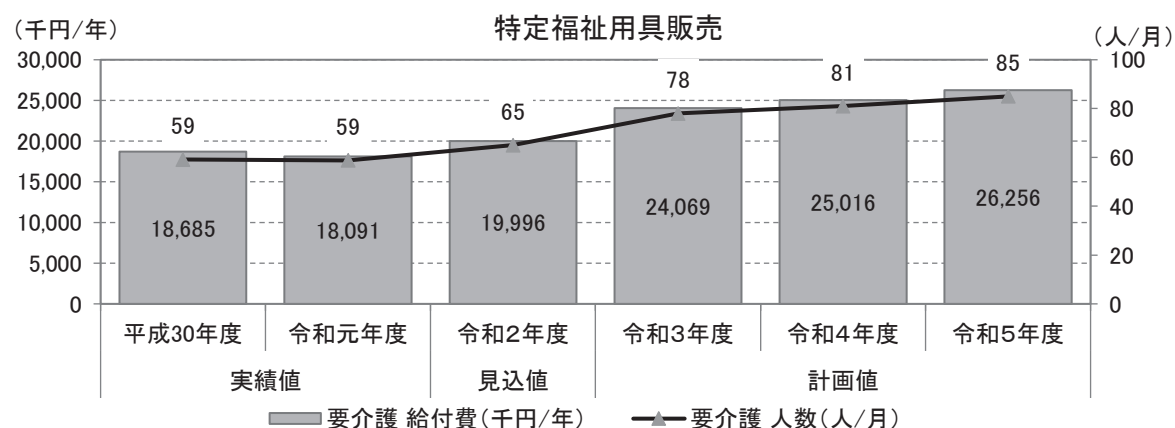
(サ) 特定福祉用具販売／特定介護予防福祉用具販売

貸与（レンタル）になじまない入浴や排せつに使用する福祉用具を購入した場合において、1年度で10万円を上限額とし、購入費の7割から9割を支給するサービスです。

対象用具は、①腰掛便座、②自動排せつ処理装置の交換部品（チューブなど）、③入浴補助用具（入浴用いすなど）、④簡易浴槽、⑤移動用リフトのつり具部分の5種類です。

利用者だけでなく、介護者の負担軽減が図られるなど、介護を支えていく上で重要な役割を果たしています。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護	給付費（千円/年）	18,685	18,091	19,996	24,069	25,016	26,256
	人数（人/月）	59	59	65	78	81	85
	人数 平成30年度比	1.00	1.00	1.10	1.32	1.37	1.44
	人数 前年度比	—	1.00	1.11	1.20	1.04	1.05
要支援	給付費（千円/年）	5,460	5,963	5,066	7,571	7,571	8,034
	人数（人/月）	22	24	22	33	33	35
	人数 平成30年度比	1.00	1.09	1.00	1.50	1.50	1.59
	人数 前年度比	—	1.09	0.92	1.50	1.00	1.06



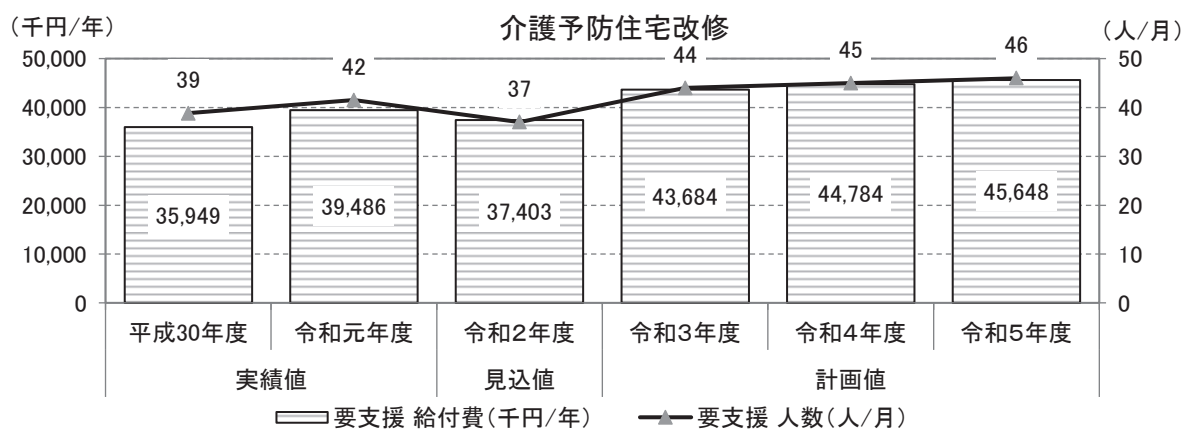
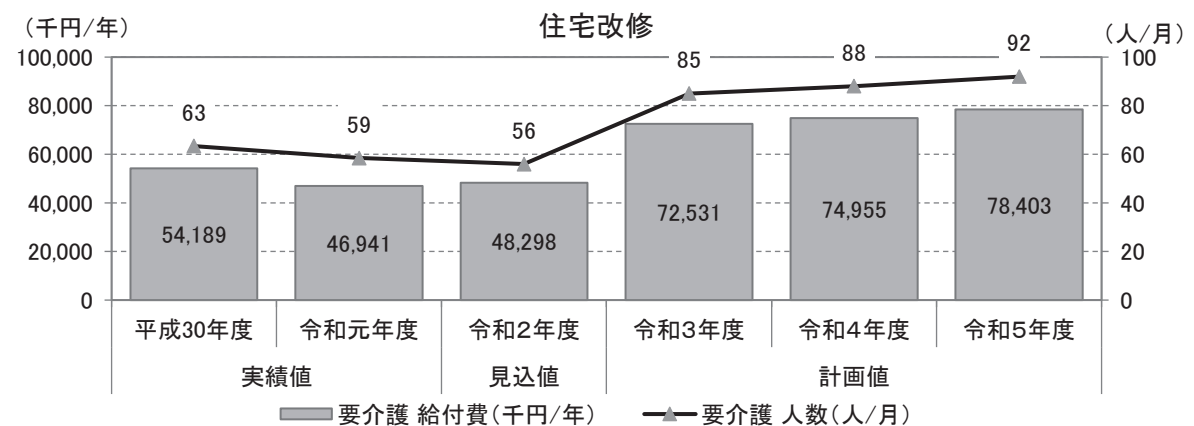
(シ) 住宅改修／介護予防住宅改修

手すりの取り付けや段差の解消、便器の改修など、在宅での日常生活や介護者の負担の軽減等のために必要な住宅改修の費用を支給するサービスです。

小規模な一定種類の住宅改修を行った場合において、20万円を上限額とし、改修費の7割から9割を支給します。

利用者の状態への支援や保険給付として適切な住宅改修が行われるよう、施工前の申請が必要な事前許可制としています。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護	給付費（千円/年）	54,189	46,941	48,298	72,531	74,955	78,403
	人数（人/月）	63	59	56	85	88	92
	人数 平成30年度比	1.00	0.94	0.88	1.35	1.40	1.46
	人数 前年度比	—	0.94	0.96	1.52	1.04	1.05
要支援	給付費（千円/年）	35,949	39,486	37,403	43,684	44,784	45,648
	人数（人/月）	39	42	37	44	45	46
	人数 平成30年度比	1.00	1.08	0.95	1.13	1.16	1.18
	人数 前年度比	—	1.08	0.89	1.19	1.02	1.02



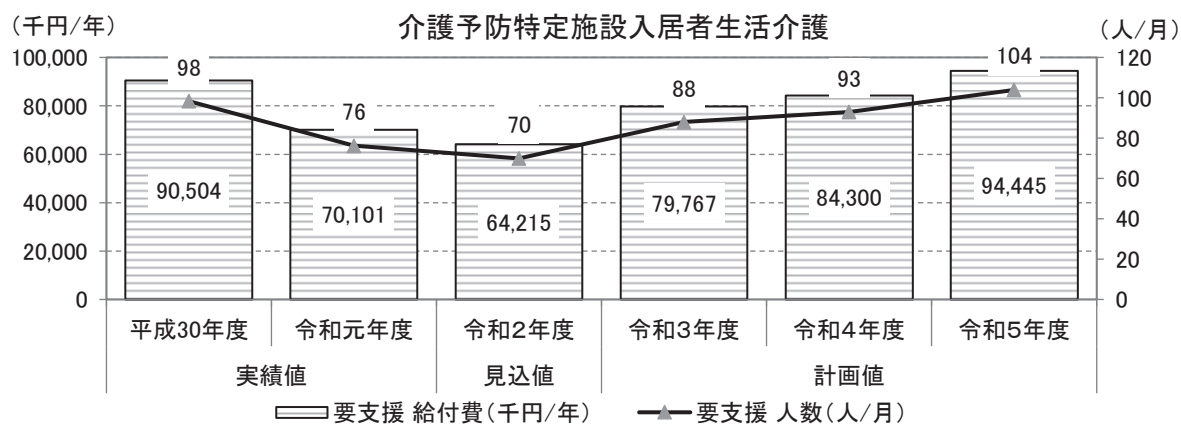
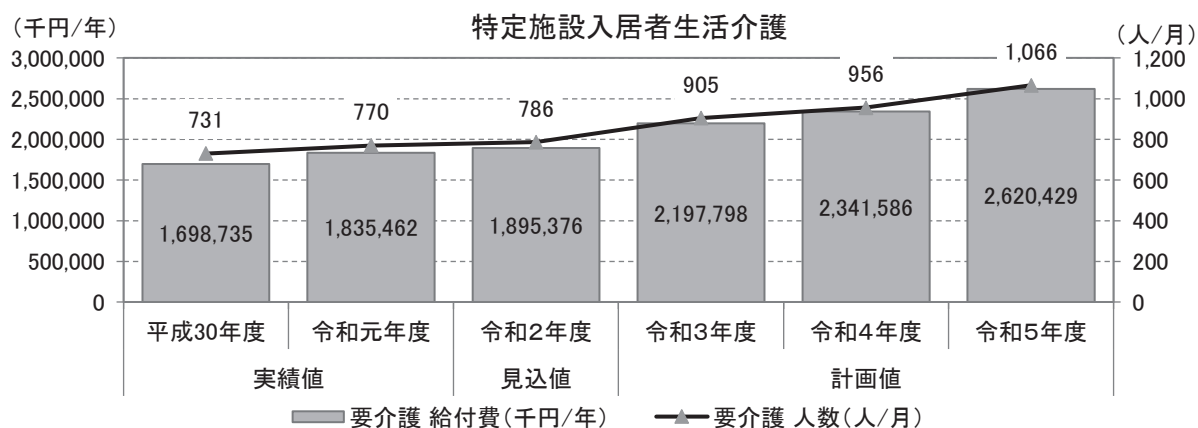
(ス) 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設（介護付き有料老人ホーム・養護老人ホーム・ケアハウス・サービス付き高齢者向け住宅）の入居者に対し、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の支援、機能訓練等を行うサービスです。

	事業所名	種別	定員 (人)	開設年月
1	ウェル・エイジング・コミュニティ 宝塚エデンの園	介護付き有料老人ホーム	551	平成12年4月
2	トラストガーデン宝塚	介護付き有料老人ホーム	112	平成12年6月
3	くらら仁川	介護付き有料老人ホーム	42	平成13年7月
4	メディカル・リハビリホームグランダ 宝塚逆瀬川	介護付き有料老人ホーム	64	平成15年12月
5	サンシティ宝塚	介護付き有料老人ホーム	380	平成17年7月
6	宝塚市立養護老人ホーム福寿荘	養護老人ホーム	50	平成18年11月
7	ケアハウス中山ちどり	軽費老人ホーム（ケアハウス）	60	平成23年5月
8	プラチナ・シニアホーム宝塚逆瀬川	サービス付き高齢者向け住宅	34	平成24年5月
9	なごみの家宝塚旭町	サービス付き高齢者向け住宅	46	平成24年9月
10	Charm Suite （チャームスイート）宝塚売布	サービス付き高齢者向け住宅	100	平成25年2月
11	グランポルト宝塚	サービス付き高齢者向け住宅	39	平成25年5月
12	結いホーム宝塚	介護付き有料老人ホーム	100	平成25年11月
13	ケアハウス宝塚	軽費老人ホーム（ケアハウス）	70	平成26年4月
14	介護付き有料老人ホームエクセレント 花屋敷ガーデンヒルズ	サービス付き高齢者向け住宅	87	平成29年5月
15	チャームスイート宝塚中山	サービス付き高齢者向け住宅	52	平成30年1月
16	介護付有料老人ホームプレザンメゾン 宝塚山本	サービス付き高齢者向け住宅	50	令和2年3月
17	有料老人ホームサニーライフ宝塚	サービス付き高齢者向け住宅	99	令和2年10月
合計			1,936	

（令和2年11月現在）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護	給付費（千円/年）	1,698,735	1,835,462	1,895,376	2,197,798	2,341,586	2,620,429
	人数（人/月）	731	770	786	905	956	1,066
	人数 平成30年度比	1.00	1.05	1.08	1.24	1.31	1.46
	人数 前年度比	—	1.05	1.02	1.15	1.06	1.12
要支援	給付費（千円/年）	90,504	70,101	64,215	79,767	84,300	94,445
	人数（人/月）	98	76	70	88	93	104
	人数 平成30年度比	1.00	0.78	0.71	0.90	0.95	1.06
	人数 前年度比	—	0.78	0.92	1.26	1.06	1.12

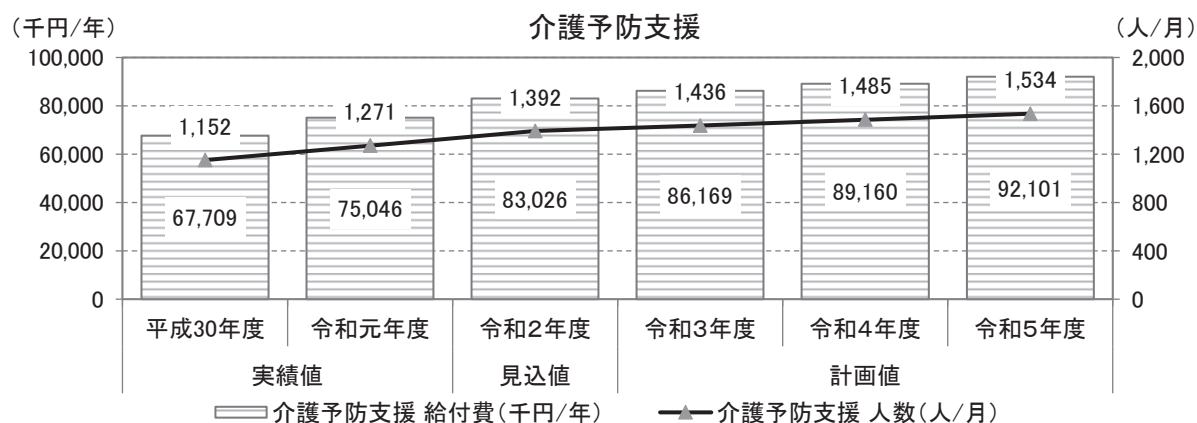
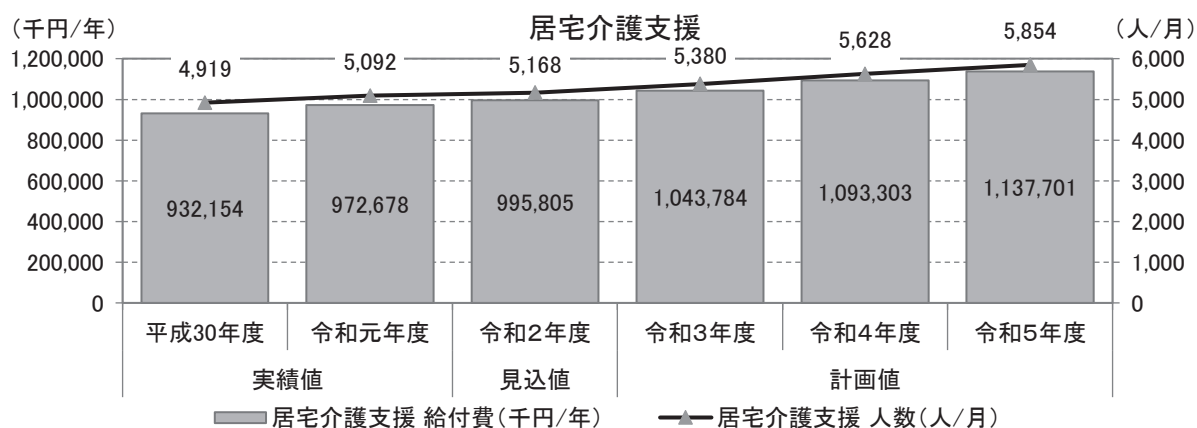


(セ) 居宅介護支援／介護予防支援

ケアマネジャーが、在宅の高齢者が保健医療・福祉サービスの適切な利用ができるよう、その状況を把握し、アセスメント（課題分析）を行った上で、心身の状態などに応じたケアプラン（居宅サービス計画・介護予防サービス計画）を作成し、その計画に基づいてサービスが利用できるよう、サービス事業者との連絡調整を行うサービスです。在宅の高齢者の自立した日常生活を支援する柱となる重要なサービスです。

ケアマネジメントにおいては、利用者の有する能力・環境等を評価し、解決すべき課題を分析しますが、その結果に基づくケアプランの作成においては、サービス担当者会議における多職種協働や医療関係職種との連携などの取組が期待されています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護支援						
給付費（千円/年）	932,154	972,678	995,805	1,043,784	1,093,303	1,137,701
人数（人/月）	4,919	5,092	5,168	5,380	5,628	5,854
人数 平成30年度比	1.00	1.04	1.05	1.09	1.14	1.19
人数 前年度比	—	1.04	1.02	1.04	1.05	1.04
介護予防支援						
給付費（千円/年）	67,709	75,046	83,026	86,169	89,160	92,101
人数（人/月）	1,152	1,271	1,392	1,436	1,485	1,534
人数 平成30年度比	1.00	1.10	1.21	1.25	1.29	1.33
人数 前年度比	—	1.10	1.10	1.03	1.03	1.03



イ 施設サービス

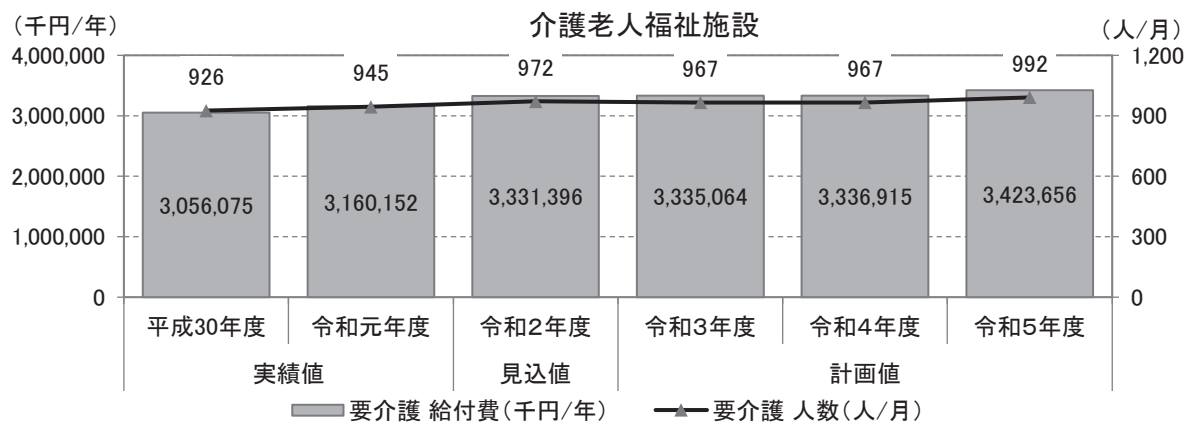
(ア) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

身体上・精神上著しい^{がい}障害があるため、常時介護を必要とする入所者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う施設です。

	施設名	定員（人）	開設年月
1	宝塚栄光園	70	昭和54年4月
2	宝塚シニアコミュニティ	90	平成7年11月
3	花屋敷栄光園	108	平成11年4月
4	宝塚あいわ苑	60	平成12年10月
5	星花苑	50	平成13年4月
6	夢御殿山	80	平成14年4月
7	宝塚まどか園	100	平成16年9月
8	宝塚ちどり	100	平成17年10月
9	ケアホーム中山ちどり	100	平成23年5月
10	宝塚すみれ栄光園	100	平成26年4月
11	宝塚清光苑	100	平成27年10月
	合計	958	

（令和2年11月現在）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護	給付費（千円/年）	3,056,075	3,160,152	3,331,396	3,335,064	3,336,915	3,423,656
	人数（人/月）	926	945	972	967	967	992
	人数 平成30年度比	1.00	1.02	1.05	1.04	1.04	1.07
	人数 前年度比	—	1.02	1.03	0.99	1.00	1.03



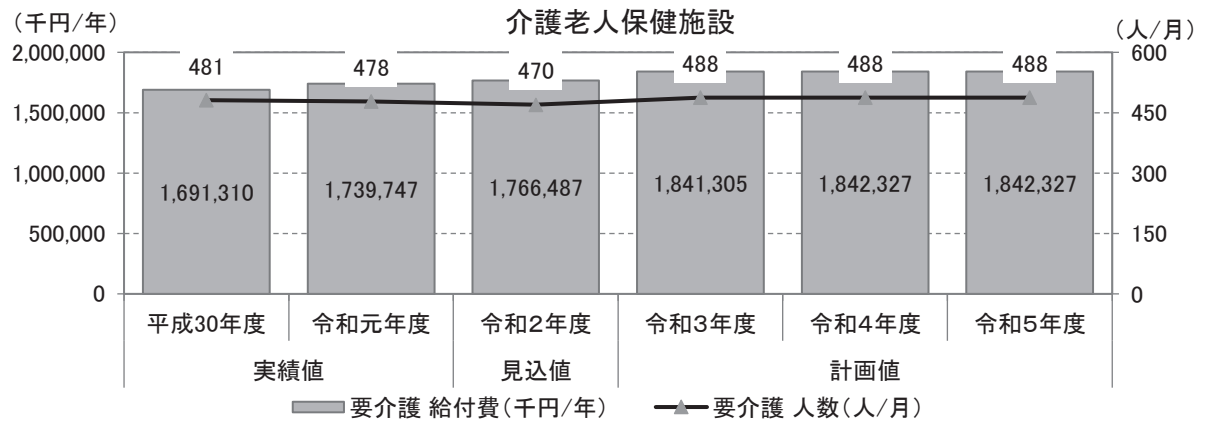
(イ) 介護老人保健施設

要介護者である入所者に対し、在宅生活への復帰を目指して、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話をを行う施設です。

	施設名	定員（人）	開設年月
1	ステップハウス宝塚	84	平成7年7月
2	エスペランサ	140	平成12年2月
3	西谷憩いの家	100	平成12年8月
4	ケアヴィラ宝塚	100	平成17年4月
	合計	424	

(令和2年11月現在)

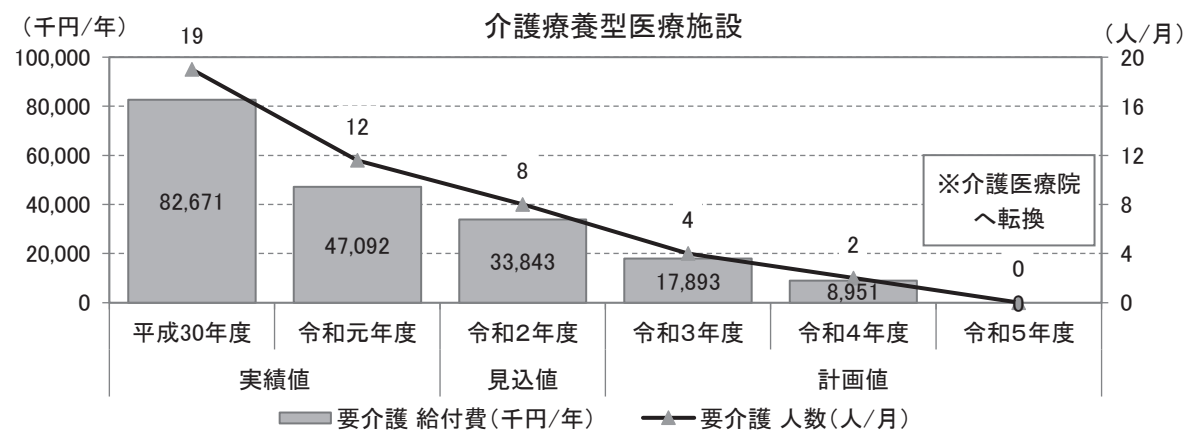
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護	給付費（千円/年）	1,691,310	1,739,747	1,766,487	1,841,305	1,842,327	1,842,327
	人数（人/月）	481	478	470	488	488	488
	人数 平成30年度比	1.00	0.99	0.98	1.01	1.01	1.01
	人数 前年度比	—	0.99	0.98	1.04	1.00	1.00



(ウ) 介護療養型医療施設

長期にわたり療養が必要な入所者に対し、機能訓練や医学的管理、介護等のサービスを提供する施設です。令和5年度末（2023年度末）をもって廃止されることとなっています。介護医療院等への転換が図られるため、利用見込みは、漸減を見込んでいます。

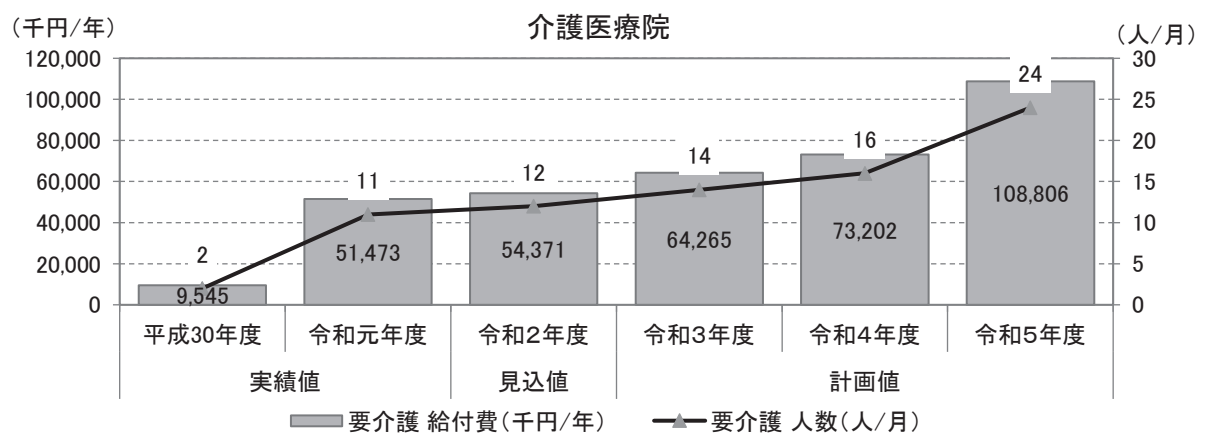
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護	給付費（千円/年）	82,671	47,092	33,843	17,893	8,951	0
	人数（人/月）	19	12	8	4	2	0
	人数 平成30年度比	1.00	0.63	0.42	0.21	0.11	0.00
	人数 前年度比	—	0.63	0.67	0.50	0.50	0.00



(エ) 介護医療院

長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた介護保険施設です。ただし、医療法上も、医療提供施設として法的に位置づけられます。病院または診療所から介護医療院へ転換することもできます。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護	給付費（千円/年）	9,545	51,473	54,371	64,265	73,202	108,806
	人数（人/月）	2	11	12	14	16	24
	人数 平成30年度比	1.00	5.50	6.00	7.00	8.00	12.00
	人数 前年度比	—	5.50	1.09	1.17	1.14	1.50



ウ 地域密着型介護サービス

地域密着型サービスは市町村（保険者）が、必要なサービス量を定め、サービス事業者を指定し、指導監督まで行います。高齢者が中重度の要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域での生活を継続することができるようにする観点から創設されたサービスとなっており、サービスの利用者は、原則として、サービス事業所が所在する市町村の被保険者に限られています。

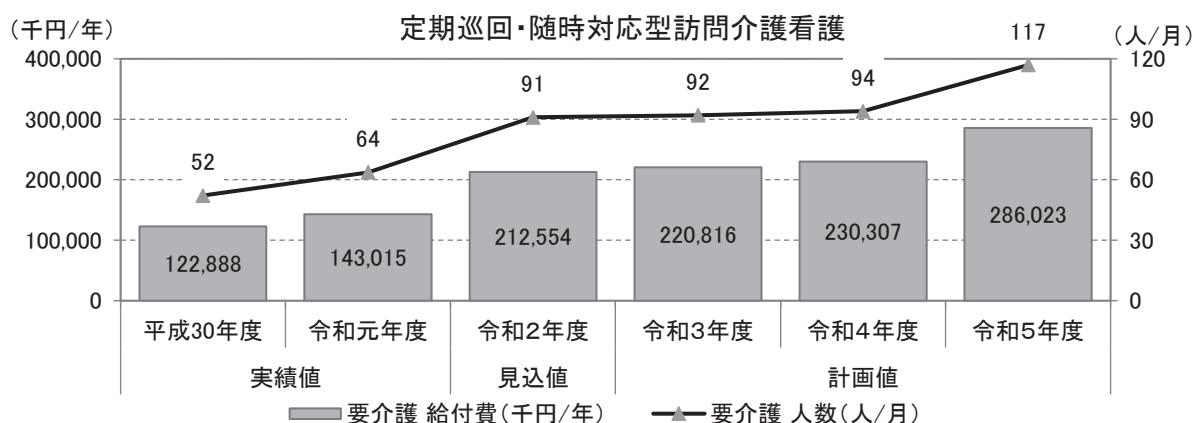
（ア）定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、一つの事業所が訪問介護と訪問看護を一体的に、または訪問看護事業所と密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。日中・夜間を通じて、短時間の定期巡回により訪問し、利用者からの通報による随時訪問も行います。中重度の要介護者の在宅生活を継続する上で重要なサービスです。

	事業所名	開設年月
1	ステップこはま24hケアステーション	平成27年10月
2	定期巡回サービス 宝塚清光苑	平成27年12月
3	中山ちどり定期巡回ステーション	令和元年9月
4	社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会 スミレン小林巡回サービス24H	令和元年12月

（令和2年11月現在）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護	給付費（千円/年）	122,888	143,015	212,554	220,816	230,307	286,023
	人数（人/月）	52	64	91	92	94	117
	人数 平成30年度比	1.00	1.23	1.75	1.77	1.81	2.25
	人数 前年度比	—	1.23	1.42	1.01	1.02	1.24

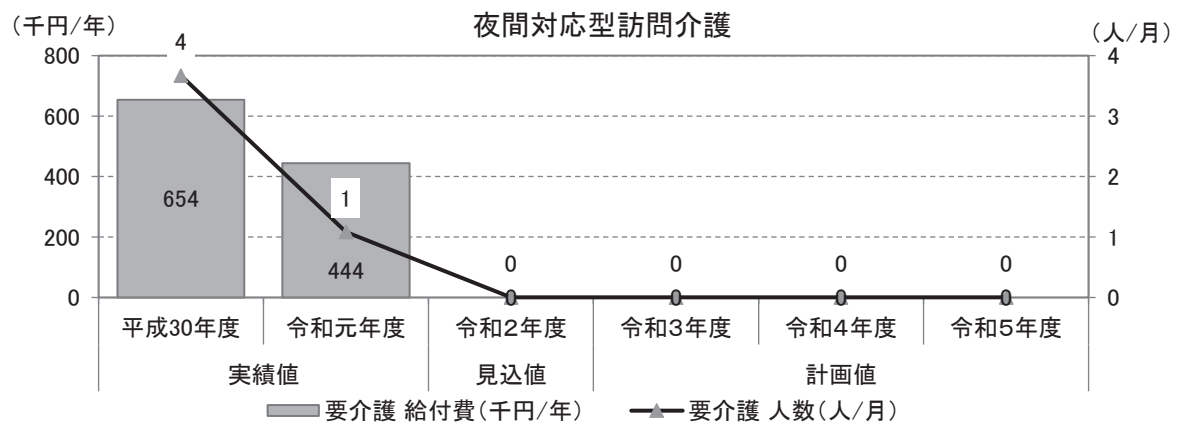


(イ) 夜間対応型訪問介護

介護福祉士等が、夜間に、定期巡回または随時の通報により要介護者の居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護や緊急時の対応などを行うサービスです。

令和元年（2019年）9月に1事業所が定期巡回・随時対応型訪問介護看護に移行したため、令和2年（2020年）11月現在、事業者がなく、第8期計画においても、利用を見込んでいません。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護	給付費（千円/年）	654	444	0	0	0	0
	人数（人/月）	4	1	0	0	0	0
	人数 平成30年度比	1.00	0.25	0.00	0.00	0.00	0.00
	人数 前年度比	—	0.25	0.00	—	—	—



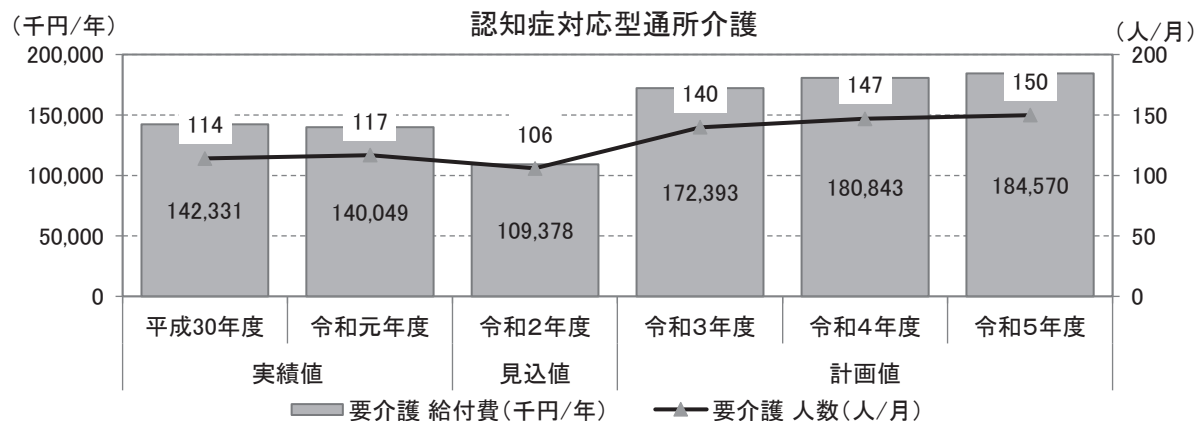
(ウ) 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

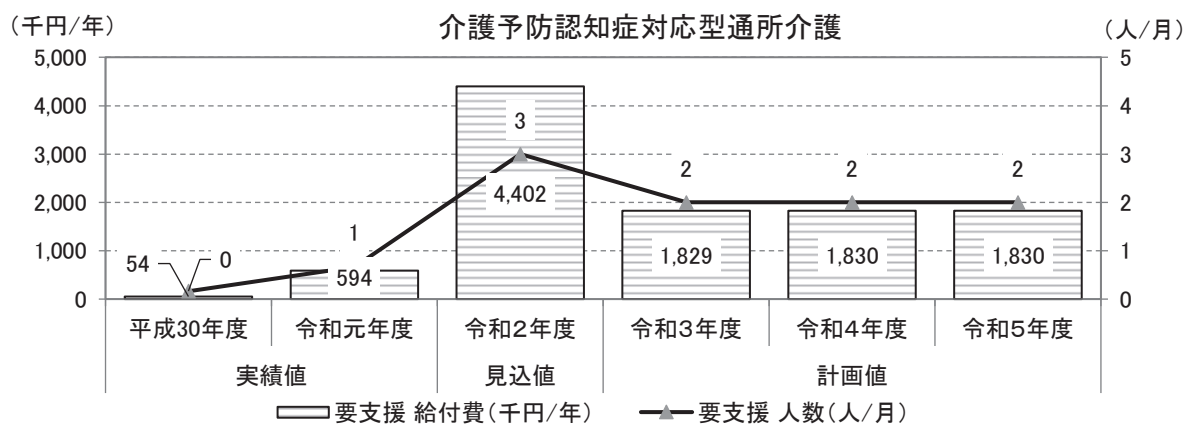
認知症の利用者をデイサービスセンター等へ送迎し、入浴・排せつ・食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練などを行うサービスです。認知症の特性に配慮したサービスを提供します。

	事業所名	定員（人）	開設年月
1	アクティブライフ中山倶楽部	12	平成18年4月
2	児玉診療所デイサービス「のどか」	12	平成18年4月
3	聖隷デイサービスセンター あゆむ	12	平成18年4月
4	特定非営利活動法人めふのお家	8	平成18年4月
5	サポートハウス中山ちどり	10	平成23年5月
6	グループホーム アンジェリカ	3	平成27年4月
7	認知症対応型通所介護 花見鳥	12	平成28年1月
	合計	69	

（令和2年11月現在）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護	給付費（千円/年）	142,331	140,049	109,378	172,393	180,843	184,570
	回数（回/月）	1,031	1,006	784	1,205	1,264	1,289
	人数（人/月）	114	117	106	140	147	150
	人数 平成30年度比	1.00	1.02	0.93	1.23	1.29	1.31
	人数 前年度比	—	1.02	0.91	1.32	1.05	1.02
要支援	給付費（千円/年）	54	594	4,402	1,829	1,830	1,830
	回数（回/月）	0	6	40	17	17	17
	人数（人/月）	0	1	3	2	2	2
	人数 平成30年度比	1.00	1.00	18.00	2.00	2.00	2.00
	人数 前年度比	—	1.00	4.50	0.67	1.00	1.00





(エ) 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

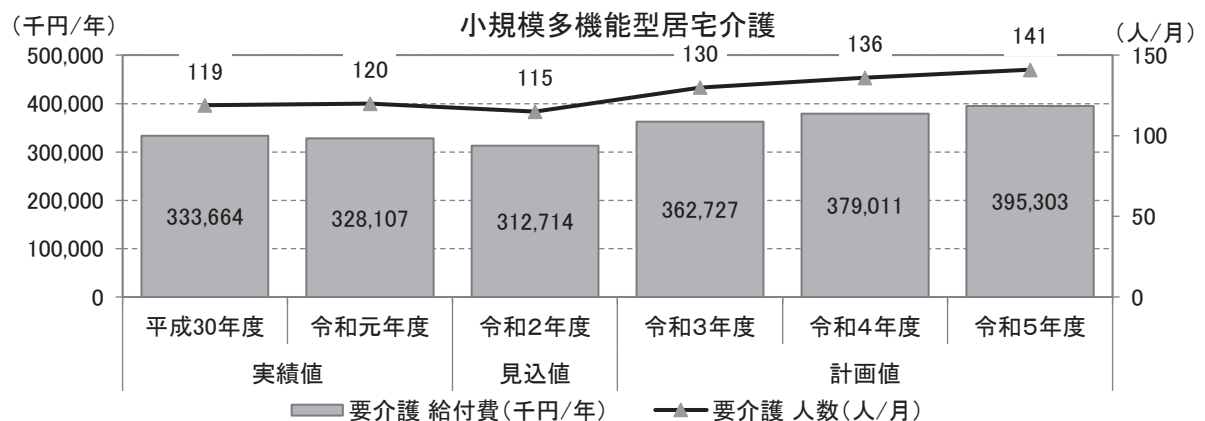
登録者（1事業所につき29人以下）に対し、その状態や希望に応じ、小規模の住宅型施設への「通い」を中心とし、「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護、機能訓練、療養上の世話などを行うサービスです。

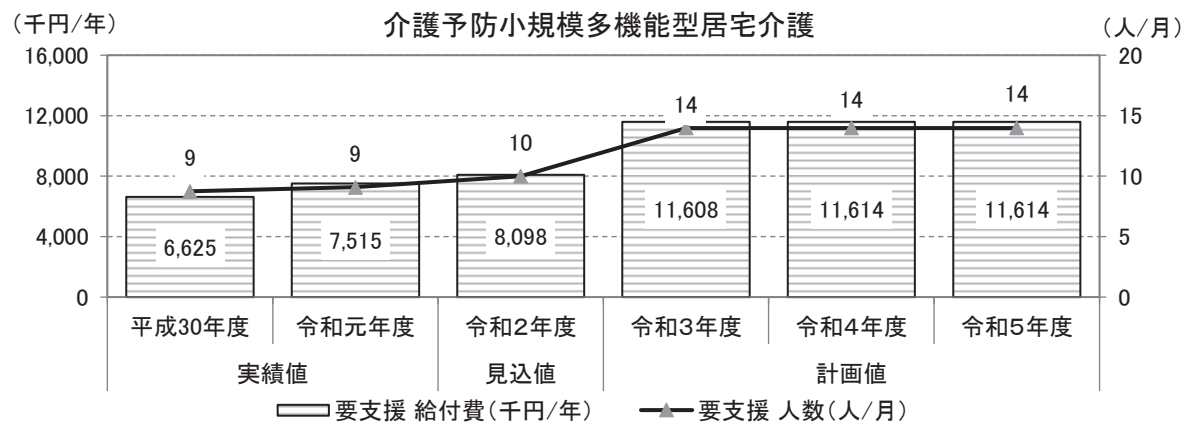
同一事業者から包括的ケアが提供されることから、利用者の要支援状態・要介護状態の軽減や悪化の防止のために有効なサービスです。

	事業所名	登録定員（人）	開設年月
1	小規模多機能型居宅介護「せせらぎ」	29	平成19年7月
2	オアシス宝塚小規模多機能型居宅介護事業所	29	平成23年2月
3	小規模多機能ホーム 中山ちどり	25	平成23年5月
4	小規模多機能型居宅介護施設宝塚清光苑	29	平成27年8月
5	パナソニック エイジフリーケアセンター 宝塚中山・小規模多機能	29	平成27年11月
6	小規模多機能型居宅介護 こもれび	29	平成28年1月
7	hanare 宝塚	29	令和2年11月
	合計	199	

（令和2年11月現在）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護	給付費（千円/年）	333,664	328,107	312,714	362,727	379,011	395,303
	人数（人/月）	119	120	115	130	136	141
	人数 平成30年度比	1.00	1.01	0.97	1.09	1.14	1.18
	人数 前年度比	—	1.01	0.96	1.13	1.05	1.04
要支援	給付費（千円/年）	6,625	7,515	8,098	11,608	11,614	11,614
	人数（人/月）	9	9	10	14	14	14
	人数 平成30年度比	1.00	1.00	1.14	1.56	1.56	1.56
	人数 前年度比	—	1.00	1.10	1.40	1.00	1.00





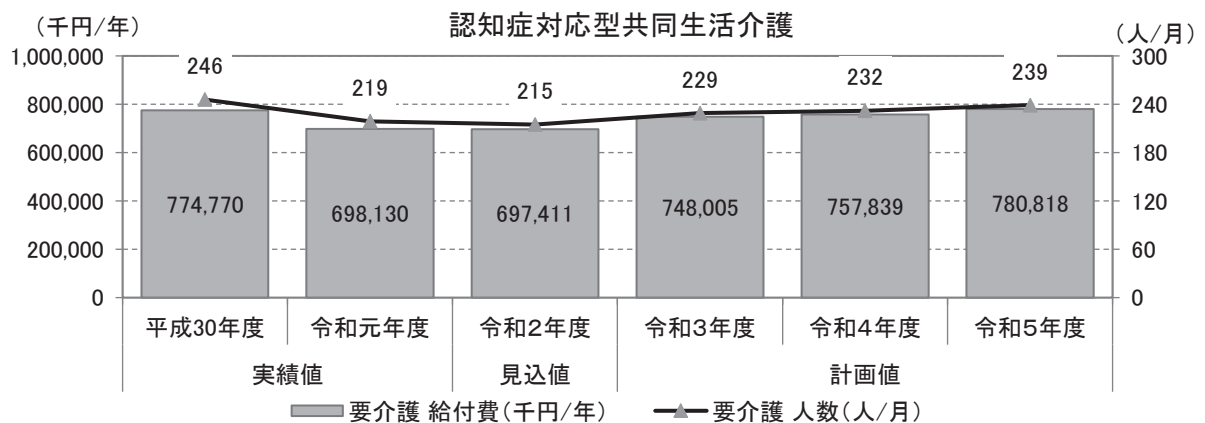
(オ) 認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

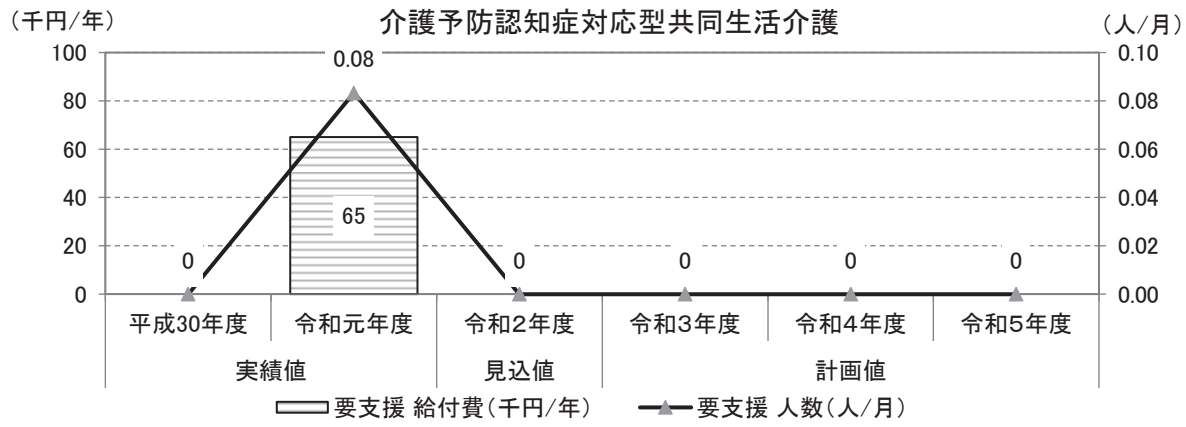
5～9人の認知症の高齢者が共同生活を営み、家庭的な環境と地域住民との交流の中で、入浴・排せつ・食事などの介護や機能訓練などを行うサービスです。

	事業所名	定員（人）	開設年月
1	そんぽの家GH宝塚山本	27	平成13年3月
2	はーとふるセゾン宝塚	27	平成15年5月
3	グループホーム「かわも」	18	平成16年7月
4	グループホームケアホーム宝塚	9	平成17年4月
5	グループホーム宝塚ちどり	18	平成17年10月
6	グループホームはる仁川	9	平成18年1月
7	グループホームはる逆瀬川	18	平成21年3月
8	グループホーム アンジェリカ	18	平成22年5月
9	グループホームたのしい家中山寺	18	平成22年8月
10	グループホームたのしい家仁川	18	平成22年11月
11	グループホーム中山ちどり	18	平成23年5月
12	グループホーム宝塚清光苑	18	平成27年8月
13	グループホーム宝塚あいわ苑	18	平成28年1月
14	metoo 宝塚	18	令和2年11月
合計		252	

（令和2年11月現在）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護	給付費（千円/年）	774,770	698,130	697,411	748,005	757,839	780,818
	人数（人/月）	246	219	215	229	232	239
	人数 平成30年度比	1.00	0.89	0.87	0.93	0.94	0.97
	人数 前年度比	—	0.89	0.98	1.07	1.01	1.03
要支援	給付費（千円/年）	0	65	0	0	0	0
	人数（人/月）	0	0.08	0	0	0	0
	人数 平成30年度比	—	—	—	—	—	—
	人数 前年度比	—	—	0.00	—	—	—





(カ) 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 人以下の特定施設（有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム）に入居する要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護、洗濯・掃除等の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行うサービスです。

本市には、令和 2 年（2020 年）11 月現在、事業者がなく、第 8 期計画においても、利用を見込んでいません。

(キ) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

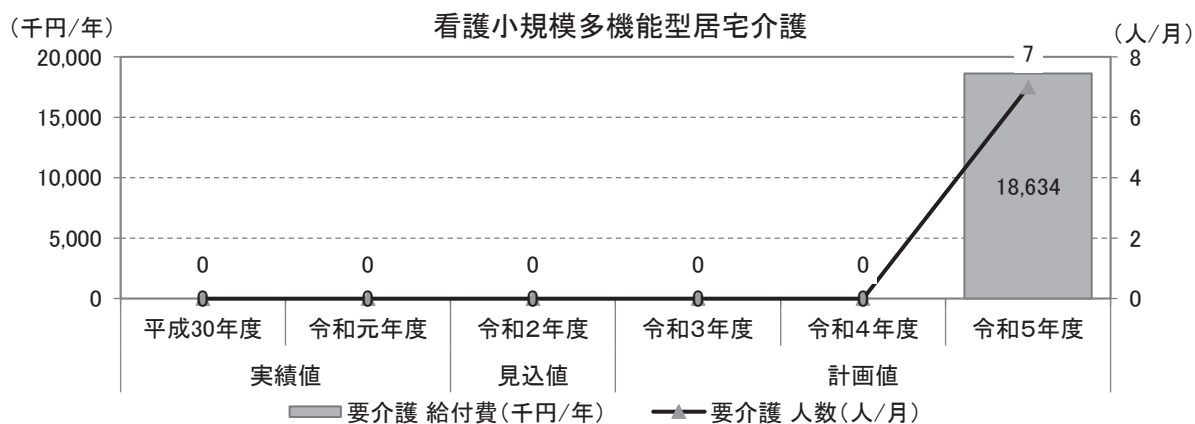
定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理や療養上の世話を行うサービスです。

本市には、令和 2 年（2020 年）11 月現在、事業者がなく、第 8 期計画においても、利用を見込んでいません。

(ク) 看護小規模多機能型居宅介護

訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせ、通所・訪問・短期間の宿泊で、介護や医療・看護のケアが受けられるサービスです。医療ニーズのある中重度の要介護者が、住み慣れた地域での在宅生活を継続できるよう、「通い」「泊まり」「訪問看護」「訪問介護」を組み合わせることで、利用者やその家族への支援の充実を図ります。

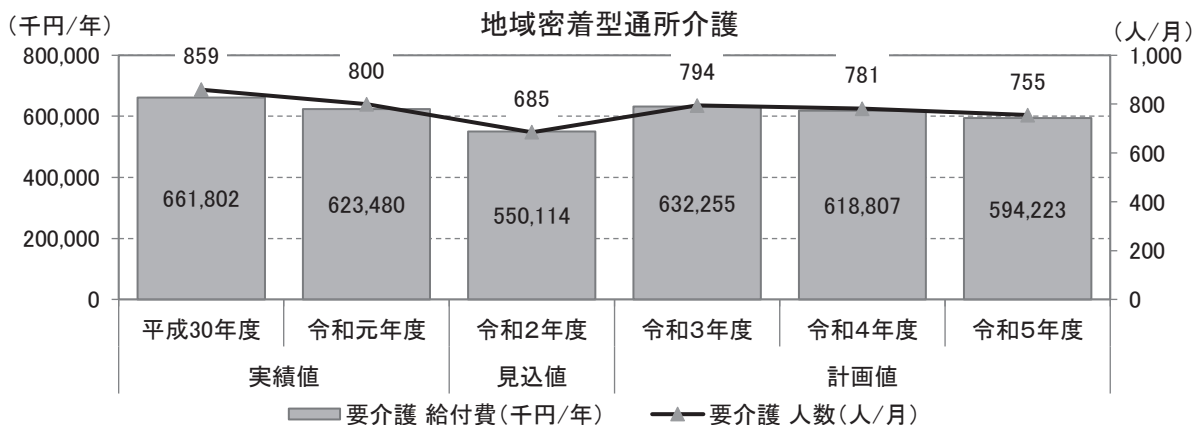
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護	給付費（千円/年）	0	0	0	0	0	18,634
	人数（人/月）	0	0	0	0	0	7
	人数 平成30年度比	—	—	—	—	—	—
	人数 前年度比	—	—	—	—	—	—



(ケ) 地域密着型通所介護

通所介護と同様に在宅の利用者をデイサービスセンターに送迎し、食事・入浴等の介護、機能訓練等を行います。利用定員は18人以下となっており、少人数で地域に密着したサービスとなっています。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護	給付費（千円/年）	661,802	623,480	550,114	632,255	618,807	594,223
	回数（回/月）	7,372	6,889	5,933	6,839	6,712	6,469
	人数（人/月）	859	800	685	794	781	755
	人数 平成30年度比	1.00	0.93	0.80	0.92	0.91	0.88
	人数 前年度比	—	0.93	0.86	1.16	0.98	0.97



エ 第8期の介護給付費・予防給付費の推計

(ア) 介護給付費（居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス）

サービスごとの介護給付費の見込みは次のとおりです。

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計	令和7年度
介護給付費計(A=a1+a2+a3+a4)	18,502,510	19,142,837	19,979,183	57,624,530	21,094,666
居宅サービス(a1)	10,064,003	10,621,332	11,207,122	31,892,457	11,469,415
訪問介護	2,283,278	2,400,341	2,452,845	7,136,464	2,541,483
訪問入浴介護	84,999	89,891	93,776	268,666	91,353
訪問看護	941,520	1,009,860	1,057,994	3,009,374	1,098,141
訪問リハビリテーション	121,006	126,381	131,708	379,095	133,157
居宅療養管理指導	383,805	403,193	420,059	1,207,057	421,726
通所介護	1,956,441	2,046,616	2,130,125	6,133,182	2,155,536
通所リハビリテーション	658,817	692,458	721,367	2,072,642	726,713
短期入所生活介護	675,805	712,048	745,396	2,133,249	741,120
短期入所療養介護(老健)	92,952	99,464	103,796	296,212	102,461
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	570,982	599,523	624,968	1,795,473	626,634
特定福祉用具販売	24,069	25,016	26,256	75,341	26,194
住宅改修	72,531	74,955	78,403	225,889	79,316
特定施設入居者生活介護	2,197,798	2,341,586	2,620,429	7,159,813	2,725,581
地域密着型サービス(a2)	2,136,196	2,166,807	2,259,571	6,562,574	2,477,426
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	220,816	230,307	286,023	737,146	341,740
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	172,393	180,843	184,570	537,806	189,389
小規模多機能型居宅介護	362,727	379,011	395,303	1,137,041	403,318
認知症対応型共同生活介護	748,005	757,839	780,818	2,286,662	862,442
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	18,634	18,634	109,761
地域密着型通所介護	632,255	618,807	594,223	1,845,285	570,776
施設サービス(a3)	5,258,527	5,261,395	5,374,789	15,894,711	5,996,445
介護老人福祉施設	3,335,064	3,336,915	3,423,656	10,095,635	3,674,358
介護老人保健施設	1,841,305	1,842,327	1,842,327	5,525,959	2,204,379
介護医療院	64,265	73,202	108,806	246,273	117,708
介護療養型医療施設	17,893	8,951	0	26,844	0
居宅介護支援(a4)	1,043,784	1,093,303	1,137,701	3,274,788	1,151,380

※端数処理の関係上、各サービスの計は一致しない場合があります。

(イ) 予防給付費（介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス等）

サービスごとの予防給付費は次のとおりです。

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計	令和7年度
予防給付費計(B=b1+b2+b3)	544,894	567,547	595,001	1,707,442	621,169
介護予防サービス(b1)	445,288	464,943	489,456	1,399,687	511,227
介護予防訪問入浴介護	706	706	706	2,118	706
介護予防訪問看護	130,519	138,793	146,271	415,583	153,398
介護予防訪問リハビリテーション	17,431	18,219	18,608	54,258	19,663
介護予防居宅療養管理指導	21,389	22,030	22,659	66,078	23,796
介護予防通所リハビリテーション	77,944	80,236	82,739	240,919	86,488
介護予防短期入所生活介護	5,254	5,257	5,257	15,768	5,728
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	61,023	63,047	65,089	189,159	67,820
特定介護予防福祉用具販売	7,571	7,571	8,034	23,176	8,251
介護予防住宅改修	43,684	44,784	45,648	134,116	47,612
介護予防特定施設入居者生活介護	79,767	84,300	94,445	258,512	97,765
地域密着型介護予防サービス(b2)	13,437	13,444	13,444	40,325	14,058
介護予防認知症対応型通所介護	1,829	1,830	1,830	5,489	1,830
介護予防小規模多機能型居宅介護	11,608	11,614	11,614	34,836	12,228
認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
介護予防支援(b3)	86,169	89,160	92,101	267,430	95,884

※端数処理の関係上、各サービスの計は一致しない場合があります。

3 第8期の介護保険料

(1) 介護保険事業費の推計

ア 標準給付費見込額

介護給付費・予防給付費に、利用者負担の軽減を行うための費用（特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費等）、国保連合会への手数料の費用を加えて第8期計画期間の標準給付費を見込みます。

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
標準給付費見込額 (C=G+H)	20,176,591	20,855,086	21,789,192	23,072,475
保険給付費見込額 (G=g1+g2+g3+g4)	20,157,961	20,835,808	21,769,212	23,051,523
総給付費 (g1=A+B)	19,047,404	19,710,384	20,574,184	21,715,835
介護給付費 (A)	18,502,510	19,142,837	19,979,183	21,094,666
予防給付費 (B)	544,894	567,547	595,001	621,169
特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）(g2=C-D)	364,580	335,920	347,476	363,043
特定入所者介護サービス費等給付額 (C)	446,043	462,673	478,584	501,942
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額 (D)	81,463	126,753	131,108	138,899
高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）(g3=E-F)	631,940	659,274	698,829	779,978
高額介護サービス費等給付額 (E)	651,775	690,812	732,260	817,541
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額 (F)	19,835	31,538	33,431	37,563
高額医療合算介護サービス費等給付額 (g4)	114,037	130,230	148,723	192,667
算定対象審査支払手数料 (H)	18,630	19,278	19,980	20,952

※端数処理の関係上、各費用額の計は一致しない場合があります。

イ 地域支援事業費

地域支援事業費は、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業）を行うための費用で、本市では保険給付費見込額の 5.8%～6.0%に相当する金額を地域支援事業費として見込みます。

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
地域支援事業費（ $I=i1+i2+i3$ ）	1,203,136	1,239,193	1,271,770	1,319,626
保険給付費見込額に対する割合（ I/G ）	6.0%	5.9%	5.8%	5.7%
介護予防・日常生活支援総合事業費（ $i1$ ）	894,432	926,345	955,567	998,268
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費（ $i2$ ）	290,846	294,036	296,048	300,995
包括的支援事業（社会保障充実分）（ $i3$ ）	17,858	18,812	20,155	20,363

※端数処理の関係上、各費用額の計は一致しない場合があります。

(2) 保険料算定に必要な諸係数

ア 第1号被保険者が負担する割合

第8期計画期間における介護保険事業の各事業の財源構成は第7期と変更ありません。

介護給付費の財源構成

内 訳		第7期		第8期	
		居宅介護給付	施設給付	居宅介護給付	施設給付
第1号被保険者 (65歳以上の人の保険料)		23.0%		23.0%	
第2号被保険者 (40～64歳の人の保険料)		27.0%		27.0%	
国	調整交付金	5.0%		5.0%	
	負担金	20.0%	15.0%	20.0%	15.0%
兵庫県	負担金	12.5%	17.5%	12.5%	17.5%
宝塚市	負担金	12.5%		12.5%	

地域支援事業の財源構成

内 訳		第7期		第8期	
		介護予防・日常生活 支援総合事業	包括的支援事 業・任意事業	介護予防・日常生活 支援総合事業	包括的支援事 業・任意事業
第1号被保険者 (65歳以上の人の保険料)		23.0%	23.0%	23.0%	23.0%
第2号被保険者 (40～64歳の人の保険料)		27.0%	—	27.0%	—
国		25.0%	38.5%	25.0%	38.5%
兵庫県		12.5%	19.25%	12.5%	19.25%
宝塚市		12.5%	19.25%	12.5%	19.25%

イ 調整交付金

調整交付金は、地域における第1号被保険者に占める後期高齢者の加入割合や、所得段階別加入割合の違いにより生じる財政格差を平準化することを目的に交付されています。第8期計画より、要介護認定率による重みづけから、介護給付費（一人当たり給付費）による重みづけへと見直され、第8期計画期間においては、各年度において要介護認定率と介護給付費を2分の1ずつ組み合わせることになります。

令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの調整交付金の交付割合を4.54%～5.00%と見込んでいます。

ウ 財政安定化基金

財政安定化基金は、予想以上の保険料収納率の低下や給付費の増大などによって、市町村の介護保険財政が悪化することや、その不足額を補てんするために一般会計からの繰り入れを余儀なくされることのないよう、あらかじめ国・県・市町村が拠出して積み立てられた県の基金から必要額を借り受け、次期保険料の算定時にその償還のための費用を含め算定するようになっています。

エ 介護給付費準備基金の活用

介護給付費準備基金は、介護保険事業に要する費用の財源に充てるために設置されたもので、介護給付費が見込みを下回る場合は剰余金を基金に積み立て、介護給付費が見込みを上回る場合は、前年度以前に積み立てられた基金から必要額を取り崩し、計画期間の最終年度において残高がある場合には、次期介護保険料を見込むに当たって基金を取り崩すこととなっています。

オ 予定保険料収納率

近年の収納状況を踏まえ、99.0%と見込みます。

(3) 第1号被保険者の保険料

ア 第1号被保険者の保険料で負担すべき額（賦課総額）

第8期計画期間における介護保険事業に要する総事業費の見込みは約 665 億 3,500 万円となり、本市の介護給付費準備基金、国や県の負担金や交付金等の見込額の第8期計画期間における取り扱いなどを総合的に勘案して算出する3年間の賦課総額は約 147 億 7,700 万円と見込まれます。

また、令和7年度(2025年度)の介護保険総事業費は約 243 億 9,200 万円に達するものと予想されます。

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計	令和7年度
介護保険総事業費 (J=C+I)	21,379,727	22,094,279	23,060,962	66,534,968	24,392,101
標準給付費見込額 (C)	20,176,591	20,855,086	21,789,192	62,820,869	23,072,475
地域支援事業費見込額 (I)	1,203,136	1,239,193	1,271,770	3,714,099	1,319,626
第1号被保険者負担分相当額 (K=J*23%, 23.4%※ ²)	4,917,337	5,081,684	5,304,021	15,303,043	5,707,752
調整交付金相当額 (L=(C+I)*5%)	1,053,551	1,089,071	1,137,238	3,279,860	1,203,537
調整交付金見込額 (M=(C+I)*4.54%, 4.82%, 5.00%, 5.16%)	956,624	1,049,865	1,137,238	3,143,727	1,242,050
介護給付費準備基金取崩額 (N)				810,000	400,000
財政安定化基金取崩による交付額 (O)				0	0
保険料収納必要額 (P=K+L-M-N-O)				14,629,176	5,269,239
予定保険料収納率(Q)				99.00%	99.00%
賦課総額 (R=P/Q)				14,776,945	5,322,464

※1 端数処理の関係上、各費用額の計は一致しない場合があります。

※2 令和7年度のみ23.4%で計算

イ 保険料段階の設定

国は、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行う観点から標準段階を定め、住民税課税層の更なる多段階化や、各段階の負担割合については、各保険者の裁量により設定できるとしています。

本市では、負担能力に応じた保険料賦課の観点から、第6期以降の介護保険事業計画では、国の標準9段階に対して第9段階以上を細分化した段階設定を取り入れ、14段階に設定しました。

第8期計画においても国の標準段階が変わらないことから、引き続き14段階に設定します。

（ア）住民税課税層の細分化

国においては保険料段階の住民税課税層（第6段階以上）の対象者について、保険者の判断で、本段階の所得区分を細分化することを可能としています。

本市では標準の第9段階以上を6分割し、第14段階の本人課税で合計所得金額特別控除後※1,500万円以上を上限としています。

（イ）第2段階の設定

第2段階の保険料率を0.625から0.745に引き上げます。ただし、被保険者が実際に負担する保険料は、低所得者保険料軽減後の保険料率が適用されるため、第2段階の保険料率引き上げによる被保険者の実質的な負担増はありません。

※ 「合計所得金額特別控除後」とは、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を行った後の金額です。

保険料の段階設定

所得段階		第7期		第8期	
住民税世帯非課税	第1段階	生活保護受給者 課税年金収入＋その他の合計所得金額特別控除後80万円以下	0.500	生活保護受給者 課税年金収入＋その他の合計所得金額特別控除後80万円以下	0.500
	第2段階	課税年金収入＋その他の合計所得金額特別控除後80万円超120万円以下	0.625	課税年金収入＋その他の合計所得金額特別控除後80万円超120万円以下	0.745
	第3段階	課税年金収入＋その他の合計所得金額特別控除後120万円超	0.750	課税年金収入＋その他の合計所得金額特別控除後120万円超	0.750
住民税本人非課税	第4段階	課税年金収入＋その他の合計所得金額特別控除後80万円以下	0.875	課税年金収入＋その他の合計所得金額特別控除後80万円以下	0.875
	第5段階 (基準額)	課税年金収入＋その他の合計所得金額特別控除後80万円超	1.000	課税年金収入＋その他の合計所得金額特別控除後80万円超	1.000
住民税本人課税	第6段階	合計所得金額特別控除後120万円未満	1.125	合計所得金額特別控除後120万円未満	1.125
	第7段階	合計所得金額特別控除後120万円以上200万円未満	1.300	合計所得金額特別控除後120万円以上210万円未満	1.300
	第8段階	合計所得金額特別控除後200万円以上300万円未満	1.500	合計所得金額特別控除後210万円以上320万円未満	1.500
	第9段階	合計所得金額特別控除後300万円以上400万円未満	1.700	合計所得金額特別控除後320万円以上400万円未満	1.700
	第10段階	合計所得金額特別控除後400万円以上600万円未満	1.950	合計所得金額特別控除後400万円以上600万円未満	1.950
	第11段階	合計所得金額特別控除後600万円以上800万円未満	2.200	合計所得金額特別控除後600万円以上800万円未満	2.200
	第12段階	合計所得金額特別控除後800万円以上1,000万円未満	2.450	合計所得金額特別控除後800万円以上1,000万円未満	2.450
	第13段階	合計所得金額特別控除後1,000万円以上1,500万円未満	2.725	合計所得金額特別控除後1,000万円以上1,500万円未満	2.725
	第14段階	合計所得金額特別控除後1,500万円以上	3.000	合計所得金額特別控除後1,500万円以上	3.000

※ 公費投入による軽減前の保険料率

※ 「その他の合計所得金額特別控除後」には、公的年金所得が含まれていません。

※ 「合計所得金額特別控除後」とは、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を行った後の金額です。

第8期計画の所得段階別人数の見込み

(単位：人)

	所得段階別加入者数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1段階	11,754	11,805	11,862
第2段階	4,695	4,716	4,739
第3段階	4,596	4,617	4,639
第4段階	9,163	9,205	9,248
第5段階	7,152	7,184	7,218
第6段階	6,671	6,701	6,733
第7段階	10,445	10,492	10,542
第8段階	5,116	5,139	5,163
第9段階	1,853	1,862	1,871
第10段階	1,748	1,755	1,764
第11段階	686	690	693
第12段階	397	398	400
第13段階	492	494	496
第14段階	720	724	727
計	65,488	65,782	66,095
所得段階別加入割合補正後 第1号被保険者数	69,290	69,603	69,932

ウ 介護保険料基準額

アで算出した賦課総額を所得段階別加入割合補正後被保険者数で除して保険料基準額を算出します。

介護保険料算出の流れ

介護保険総事業費	66,534,968千円
(標準給付費 62,820,869千円＋地域支援事業費 3,714,099千円)	
	×
第1号被保険者の負担割合	23%
第1号被保険者負担分相当額	15,303,043千円
	+
調整交付金相当額	3,279,860千円
調整交付金見込額	3,143,727千円
介護給付費準備基金取崩額	810,000千円
保険料収納必要額	14,629,176千円
	÷
過去の実績より推計した保険料の収納率	99.0%
	÷
保険料の負担割合で補正した第1号被保険者数	69,608人×3年
第1号被保険者の介護保険料基準額(年額)	70,700円

※100円未満の端数を切り捨てています。

第8期計画期間における第1号被保険者の介護保険料基準額である第5段階の保険料は第7期に引き続き、月額5,892円（年額70,700円）となります。また、令和7年度(2025年度)の介護保険料基準額は、7,000円程度になると予想されます。

第8期計画期間における第1号被保険者の 介護保険料基準額（第5段階）	月額5,892円	年額70,700円
---	----------	-----------

段階区分	対 象 者	介護保険料 の計算式	介護保険料 (年額)
第1段階	・生活保護受給者 ・本人及び世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・本人及び世帯全員が住民税非課税で本人の課税年金収入とその他の合計所得金額特別控除後の合計80万円以下	基準額×0.500 軽減後 〔基準額×0.300〕	35,300円 軽減後 〔21,300円〕
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で本人の課税年金収入とその他の合計所得金額特別控除後の合計80万円超120万円以下	基準額×0.745 軽減後 〔基準額×0.500〕	52,600円 軽減後 〔35,300円〕
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で本人の課税年金収入とその他の合計所得金額特別控除後の合計120万円超	基準額×0.750 軽減後 〔基準額×0.700〕	53,000円 軽減後 〔49,500円〕
第4段階	本人が住民税非課税（世帯に住民税課税者がいる）で本人の課税年金収入とその他の合計所得金額特別控除後の合計80万円以下	基準額×0.875	61,800円
第5段階	本人が住民税非課税（世帯に住民税課税者がいる）で本人の課税年金収入とその他の合計所得金額特別控除後の合計80万円超	基準額×1.000	70,700円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額特別控除後120万円未満	基準額×1.125	79,500円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額特別控除後120万円以上210万円未満	基準額×1.300	91,900円
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額特別控除後210万円以上320万円未満	基準額×1.500	106,000円
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額特別控除後320万円以上400万円未満	基準額×1.700	120,100円
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額特別控除後400万円以上600万円未満	基準額×1.950	137,800円
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額特別控除後600万円以上800万円未満	基準額×2.200	155,500円
第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額特別控除後800万円以上1,000万円未満	基準額×2.450	173,200円
第13段階	本人が住民税課税で合計所得金額特別控除後1,000万円以上1,500万円未満	基準額×2.725	192,600円
第14段階	本人が住民税課税で合計所得金額特別控除後1,500万円以上	基準額×3.000	212,100円

※軽減後とは、公費による低所得者保険料軽減を行った後の保険料率・保険料額です。

※「その他の合計所得金額特別控除後」には、公的年金所得が含まれていません。

※「合計所得金額特別控除後」とは、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を行った後の金額です。

（４）保険料の負担軽減

介護保険制度は、誰もが保険料を負担することで、介護の負担を社会全体で支える仕組みです。しかし、保険料を支払うことで生活困窮になるなどの低所得者や、病気や災害などで突然に収入が減少し負担能力が低下することに対して、保険料の全額を負担することが困難であると認められる場合には減免を実施しています。また、公費の投入による軽減を行うこととしています。

ア 公費投入による低所得者の保険料軽減

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、第6期計画から公費を投入し、低所得者の保険料を軽減しています。

第8期計画では、第1段階の保険料率を0.5から0.3に、第2段階の保険料率を0.745から0.5に、第3段階の保険料率を0.75から0.7に引き下げます。ただし、法改正があった場合は、宝塚市介護保険条例を改正し、保険料率の変更を行います。

イ 生活困窮者の保険料減免

減免の対象者は、保険料段階が第1段階～第3段階に該当し、収入、資産、扶養状況等を考慮して生活困窮状態にあると認められる人です。

第8期計画において、本市独自の措置として行っている生活困窮者の減免措置は次のとおりです。

- （ア）第1段階（生活保護受給者を除く）で収入合計金額が「80万円+20万円×（世帯人数－1）以下」の人
- （イ）第2段階で収入合計金額が「125万円+35万円×（世帯人数－1）以下」の人
- （ウ）第3段階で収入合計金額が「150万円+50万円×（世帯人数－1）以下」の人

ウ その他の保険料減免

- （ア）天災、火災その他これらに類する災害により財産について著しい損害を受けたとき
- （イ）世帯の生計を主にする人が死亡または心身への重大な障碍、もしくは長期間の入院により収入が著しく減少したとき
- （ウ）世帯の生計を主にする人が事業等の休廃止、事業における著しい損失または予期せぬ失業等により収入が著しく減少したとき
- （エ）世帯の生計を主にする人が天候不順等による農作物の不作その他これに類する理由により収入が著しく減少したとき

エ 申請書の提出

前記イ・ウの対象となると思われる場合は、各被保険者が各該当年度または該当時期に市長に申請書を提出することで諾否が決定されます。

(5) 保険料滞納者への対策

ア 滞納者の現状

特別徴収に該当する人は、約9割を占めています。普通徴収の収納率は、約90%であり、保険料納付に関する啓発活動やきめ細かな納付相談が必要となります。

イ 滞納による保険給付制限

保険料を滞納した場合、滞納期間に応じて、介護保険サービスの利用に当たり、次のような給付制限が行われます。

- (ア) 1年以上滞納した場合、介護サービスの利用料をいったん全額支払い、申請により後から保険給付分が支払われます。
- (イ) 1年6か月以上滞納した場合は、一時的に保険給付が差し止められます。更に滞納が続く場合には、差し止められた保険給付額から滞納している保険料額を控除することがあります。
- (ウ) 2年以上滞納した場合は、保険料の徴収権が時効消滅し、時効消滅した保険料の額に応じた期間について、自己負担割合が3割（一定以上所得の場合は4割）に増えます。また、高額介護（予防）サービス費が支給されません。

なお、時効消滅した保険料は納付することはできません。